

一、下曾根金三郎殿製作之揚火玉二つ、并唐金筒一本、江戸表より到来。右は平井善榮より上候分に候間、小川群五郎等へ相渡、玉は開候而得与見受、右同様製作方出来いたし候哉相考可申上。右品々昨日有賀氏迄相届、今日幸小川群五郎罷出居候付、右兩品相渡夫々申談候事。

八月。當夏以來多雨にして金澤の道路破損するを以て之が修理を士庶に告ぐ。

〔觸留〕

御横目

當夏以來降續、御家中人々居屋敷廻り、并町方等往來高低石高之所茂有之、別而小町之分損所多、且橋之溝蓋等損候而茂急に不加修理候故、非常之節馬上氣遣敷躰に候條、町並申談、右様之儀無之様相心得可申候。中に者道作いたし候ヶ所茂有之候得共、町並不申合候故、却而高低出来、夜中抔者別而氣遣敷由に候條、前々申渡置候通、町並申合一様に相成候様相心得修理可申付候。右之趣前々より申渡置候所、近年猥に相成候條、急度相心得不絶修理可申付候。右之通一統可被申談候事。

八 月

九月二日。前田齊泰、天皇の即位を賀し奉らん爲使者を金澤より發せしむ。

〔官事拙筆〕

八月十一日

津田内藏助

先達而内證申渡置候處、當秋御即位に付京都に之御使者、御手前被仰付候條、來月差入に發足之心得可有之、日限之儀は追而可申渡候事。

〔官事拙筆〕

九月朔日

一、津田内藏助儀、京都に之爲御使明日發足、今日呼出、御口上書等御用人より指越候分、席に相招渡之、彌明日致發足候様申渡置候。

〔温敬公記史料〕

九月二十三日天皇行即位禮。遣津田正行京都師奉賀献物。

九月四日。前田齊泰、高松侯松平頼胤等を招請して能を演ず。

〔諸事要用雜記〕

九月四日

一、今日御客有之御能被遊候付、表向御客懸り六時揃与申來、同刻過出席之事。

一、六半時過より讃岐守様・肥後守様・若狹守様追々御出、御兩殿様とも例之通御廣間御縁類迄御出向、御小書院へ御通り被成候。五時過追付御能御初めに付、御見物所へ御通之儀被仰進、組頭御先立御見物所へ御通、出雲守様等へ者御居間之御見物所へ御通被成候。玉の井相濟、御前御出御逢に而、御兩殿様御相伴うきふ御吸物等被進、御中入於御小書院御料理御三方様御一集に出、御前に者御中入後之御能被遊候に付、御料理之御挨拶并御引菜者筑前守様被遊候趣被仰出、其段御客方へ申談、坊主衆を以申上る。夫々相濟、重而御見物所へ御通り、一番相濟御兩殿様御出、其内出雲守様等にも被爲入候様御意に付、其段御見物所へ罷出申上、御近習頭御誘引、鏡之御間通り、右御見物所へ御通り、御吸物等被進。相濟、出雲守様等には重而御居間之御見物所へ被爲入、重而御兩殿様御出、御小漬も出、御能相濟暫於御見物所御咄、御供宜段相知、御前等御入、御客御三方とも御小書院へ御復座、御兩殿様共御出、御挨拶之上御退出、例之通御使者之間御杉戸迄御送り被成候。其時に坊主衆へ□、夫より御出入衆御逢、御兩様に者小漬中に付御對顔無之、夜四時過相濟候事。

讃岐守は松平頼龍、肥後守は保科宗茂、若狹守は保科宗信、出雲守は保科宗直、山前守は利友、友なるへし、叙爵前時にあり

九月四日。前田齊泰の子直會の七夜の祝儀を行ふ。

〔官事拙筆〕

九月四日

一、今日今般御出生之御男子様御七夜御祝に付、朝五時過熨斗目・上下着用、二御丸御廣式に罷出、御吉例之通御弓矢等指上、且御誕生之爲御祝儀御肴一折目六相添献上、夫々以御廣式頭上之。畢而御のし・御たばこ盆・薄茶・御吸物・御酒・御取肴頂戴之。相濟五百八十之御餅・鯛一折被下之、段々之御禮申上、方々様にも御七夜御祝詞申上、彼是四時過致出席事。

一、御用部屋有賀寛兵衛席へ出、左之通被仰出置候由にて、覺書も差出候故遂披見、尙更何も可申談旨申述、遠江守御演述。御家老方八郎右衛門・若年寄式部も相招、御同役御演述有之候様。右に付兩御廣式には御七夜御祝詞罷出申上、靜之介殿には御機嫌も相伺候筈。江戸表相公様は者御名御定り之恐悦も、今日附九日出に以紙面申上候筈之旨も申述置候事。

今般御出生之御男子様御名靜之介殿与被稱、殿付に唱可申候。右之趣何茂は可被申聞候。此段可相達被仰出置候。

九月十九日。小川群五郎等、松下健作をして製造せしめたる西洋流大砲を試射し、その相傳を得たることを届出づ。

〔成瀬正教日記〕

九月十九日

一、小川群五郎・小川七郎左衛門儀、西洋流大筒共打試に、松下健作等召連湊浦へ致出役罷在候所、夫々力様等相仕廻昨夕罷歸候旨、今日兩人共御次へ罷出及届、出来之御筒共いづれも御用立宜旨、且揚火等も打試、其外相傳之品々打試候旨等申聞、町附書取も指出。留略す。今便其趣申上置。

一、群五郎・七郎左衛門兩人より、今度健作召連参り居候下職人之内金具師に、阿蘭陀細工いたし候者有之、御用之透に被爲拵候旨に而、ぜんまい仕懸之船形浦島之罫りに而玉手箱与釣竿等有之兼箱之内に磁石仕込有之、盃臺、銀之盃共一箱、先日御次へ致持参、不苦候は、御内々指上度旨申聞候付、其段伺置候所、爲指上候様被仰出候付、今便江戸表へ指出候事。

九月廿二日

一、小川兩家松下健作御内命致入門、西洋流大炮等致傳受候付、町奉行迄願之趣有之に付、遂僉議、今日左之通町奉行へ書取相渡候事。

小判十兩宛

小川群五郎

小川七郎左衛門

右西洋流鑄筒就被仰付候、松下健作御入門被仰付候處、今度力様も相濟、全致相傳候付、健作へ挨拶方爲入用如斯被下之候事。

九月

一、松下健作儀、被仰付置候御筒力様、暨小川家相傳方も全相濟候儀に付、御用無之候間、勝手に引取之儀申談候様、今日町奉行呼立申談。且御筒出来彼是骨折に付、左之通被下御目錄等も引渡候事。健作召連來居候下職人共にも、左之通被下方町奉行へ相渡す。

金三十兩

生絹三疋

松下健作

御目錄

鑄物師 常次郎

宗次郎

仁助

鍛冶方 仙太郎

富次郎

重五郎

金三百疋宛

堅覺書

八五郎
長五郎

九月廿三日。東本願寺末寺遷佛式を行ふ。

〔上質屋日家榮帳〕

未年九月廿三日

三等報中本の儘

金澤御坊御遷佛、御國中三等報中不殘、并講中御供。ぼさつ八人。

九月廿四日。長氏の與力河野久太郎に大炮の製造法を傳へたる江戸浪人松下健作に賞賜す。

〔大炮御用留〕

一、九月廿五日松下健作昨夕御用宿御引揚に而、拜領物有之候。依而爲知候事。

松下健作に金三十兩、下職人一人に三歩宛。

一、廿六日今日松下健作並下職人も不殘大浦屋幸右衛門方へ引移申候。

一、右に付健作儀は來十月一杯も逗留致し、下職人者近日相返申候由に付、其段大原殿へ御達申。被下方は來月中頃迄に被下方も御座候様にと奉存候段御達申置候事。

一、十一月十二日今日松下健作呼寄、軽く振舞、御贈方相渡候事。

呼寄せたる
河野久太
郎

口上

去年不圖も當地御通行被成候に付、私共より暫御逗留相願、御許容被下候内、大炮出來方何茂申合相願候處、只今に而者全御出來被下候趣相達候處、益被致大慶候。乍些少私より目錄之通致進上候。聊御禮之驗迄に御座候。

十一月十二日

金三兩 染絹二端 以上

九月。陪臣中勤學の爲江戸等に赴かんとする者は督學をして學業を試みしむべきことを告ぐ。

〔雜事日記〕

定番頭

陪臣之内江戸表等爲勤學罷越可申者、此度詮議之趣有之、以來學業之様子於學校督學等試候筈に候。依而前廉主人々々より直に督學へ相達、聞届候者承届可申候。右之趣夫々可被申談候事。

九月

十月二日。前田齊泰、慶寧と共に登營して天皇の即位を賀し奉る。

加賀藩史料 第十五編 弘化四年

〔諸事要用雜記〕

十月朔日

一、今度御即位に付、明二日兩丸へ惣出仕四時御揃之旨、御書付到來に付、左之通御出奉伺、申談る。

但、筑前守様へも御書付到來之事故、分而被仰進は無之事。

明二日五時過之御供揃に而、筑前守様御同道兩御丸御登城可被遊旨被仰出候。

十月二日

一、今朝五つ三分御出、兩御丸御登城被遊、八時前御歸殿被遊候事。

十月十八日。女院崩御の報金澤に達し、前田齊廣夫人その喪に服す。

〔觸留〕

女院御所崩御之段申來候。依而普請は今日一日、諸殺生・鳴物等者今十八日より明後廿日迄三日、遠慮之筈に候。

右之趣被得其意、同役中傳達、組・支配不相洩様可被申渡候、以上。

十月十八日

長 將之 佐

〔成瀬正敦日記〕

十月十八日

平田内匠紙面の内

一、昨十三日大宮様門院號宣下、新朔平門院与奉稱、以來は女院様与被稱候。依之皇太后宮大夫以下悉被止候事。

一、禁中女院御別廓に成、同日申刻御糞髮、同夜戌刻崩御候。

一、女院崩御に付、眞龍院様實御妹之御忌服被爲請候旨、御附頭より以紙面申越、有賀氏より被送越候事。

十月十九日

一、女院崩御に付、普請は昨日一日、鳴物等は明二十日迄三日遠慮之儀、夜分觸出有之候事。

十月廿八日。徳川家慶、前田齊泰等に放鷹により獲たる鴨を贈る。

〔諸事要用雜記〕

十月廿八日

一、今日上使御退出後、御廻勤御口上并御勤御順、聞番より上る。夫々調筆申談る。

一、今日彌上使之儀申來、無程御城下り御付人追々參り、昌平橋御付人に而御出向被遊、大書院三之間へ御見合之内三丁目御付人參り、御兩殿様にも御式臺へ御出、追付御拜領之御鳥

井上使御使番村上周防守殿御越、敷附に而御鳥に御手被添披露之、御使番等御渡。御前并筑前守様鏡板へ御出向、御大書院に御誘引、上使之御方より坊主衆を以、御一集に御頂戴之儀に被仰聞候に付、御作法と御儀候、御兩殿様とも御一集に上意御拜聴、御鳥へ被爲寄候節、上使御進御手を被添、御受取御頂戴被遊、二之間落懸之邊に而御使番等御渡、直に御自分之御會釋相濟、夫より御鬘斗等差出、御菓子御出入衆御相伴に而差出。夫々相濟、御火鉢引、相濟御兩殿様にも御一集に御出、御一人充御進み被遊、御受被仰述、筑前守様に者直に御先へ御玄關に、無程御先立に而上使御退出、最初之處迄御送り被遊候。御入之節御勝手座敷并坊主衆溜、御小書院溜并御用所續にも被爲入、夫々御逢、相濟御入被遊候事。

一、御入之上、上使を以御拳之鴨御拜領上使之旨、且筑前守様御拜領之恐悅申上る。且又筑前守様へ、御兩殿様御拜領之恐悅申上る。

一、八半時頃御出、御老中方御廻勤被遊、暮頃御歸殿被遊候事。

〔官事拙筆〕

十一月十二日

一、今晝御用番より狀箱入廻狀到來披見候處、前月廿八日上使御使番村上周防守殿を以御拳之鴨一つ御拜領、筑前守様にも右御同人を以御拳之鴨一つ初而御拜領被成候旨等、江戸表より申來候紙面に添紙に而到來。右に付御兩殿様十三日附連名紙面を以、筑前守様初而御拜領之御祝詞十四日出申上候事。

十一月四日。前田齊泰の子利順、額直・袖留の儀を行ふ。

〔諸事要用雜記〕

十一月四日

一、今日喬松丸殿御額直等御式、四時前夫々相濟候由、寺田兵馬申聞候。右に付申上、何時に而も御表へ御出之儀兵馬へ申聞候事。

一、御表宜に付御出之儀申上候處、喬松丸殿御表に御廻被遊、御持參之御肴等御近習頭を以御口上被仰上、追付御前御居間書院に御出被遊候に付、御同間に御通り之儀織人罷出申上、御出口迄御誘引、夫より二之間御敷居より四・五尺計下の喬松丸殿御出御禮被仰上。其時織人罷出、今日御袖留等に付御禮被仰上候段申上、今日は目出うと御意、難有思召旨御直に被仰上、御退去、相濟御入被遊候事。

一、右相濟、御居間御通之儀御近習頭を以被仰進、則御通之上御居間上之間に御出、喬松丸殿二之間入口に而一寸御禮、直に御左之方二之間御敷居より横疊三疊目にひづみ御着座、配膳役御鬘斗指上、御頂戴相濟、肴次郎被進候御刀持參、御祝被成被進候段申上、御取被成

御禮。其節幾久と御意。其節御腰物御頂戴難有御仕合思召旨御取合申上、御刀御渡引、相濟御禮被仰上御退去。

一、右相濟、段々之御禮當席を以被仰上、御退出之事。

〔見聞袋群斗記〕

十一月四日

番松丸殿御額直御祝、御袖を被留るゝなり。

十一月十一日。前田齊泰等、先に徳川家慶より拜領せる鴨を披露す。

〔諸事要用雜記〕

十一月十日

一、御兩殿様御拜領御拳之鴨、明日御一集御披付、御吸物頭分以上に御兼合頂戴被仰付候條、此段可申談旨被仰出候段、大野織人申聞、頂戴人揃刻限夕八時、服のしめ・上下着用之旨同人申聞候事。

十一月十一日

一、今日御招被遊候御客御揃付、追付筑前守様御出被遊御對顔、無程御表宜、美作守等新御廊下へ寄置候段御近習頭より申上り、御同道御出、美作守等列居之處に而一寸御膝御付、御

意有之。筑前守様にも御意。夫より御小書院上之口より御兩殿様共御出、御挨拶之上、一先御引入、追付御のし三方指出、御本膳居付候上申上、御兩殿様共御出、御吸物御兩殿様共上、御挨拶御頂戴、御客何茂御頂戴被成、御兩殿様御入。夫より二之膳より段々出之、御引菜筑前守様引被遊候付、御勝手に御扣被遊、御上客之御四方に御引被遊、相濟御入。夫より御吸物出、御案内申上、御兩殿様共御出、御案内申上、御兩殿様共御出、御土器三方等出、數之御土器も出候上、相公様御出、備後守様・啓之介様は御盃事、夫より御張付之方出雲守様・前田丹後守殿御盃事被遊、御入、御三方引□□、追付筑前守様御出、御盃事御次第同事。相濟御入被遊候。夫より追々相濟御退出に付、御逢之方々宜に付、御兩殿様御同道御出、御小書院之御客は御挨拶、夫より御取持之前田又五郎殿等五人御臺子之間に而御逢、夫より御大書院溜久留孫太夫殿等三人、夫より御廣間二之間上席御侍竹村平十郎・下席大念英次郎等七人、夫より御勝手座敷山田佐渡守等十二人、夫より坊主衆溜はも御立寄、相濟御入被遊候事。八半時過也。

一、御侍衆御通懸之時分一寸御膝御付、今日はと御意被遊候事。

一、今日於御表、御拳之鴨從御兩殿様頭分以上頂戴付、長圍爐裏之間において何茂頂戴御禮、御兩殿様共此御殿御近習頭席へ當席初申述候。御近習頭身分之御禮は、當席に被申述候。且

筑前守様へ之御禮は御近習頭引受、小幡氏等を以申上り候筈之事。

十二月十三日。前田齊泰能を演ず。

〔諸事要用雜記〕

十一月十三日

一、今日御含之御能に而、御兩家様并前田丹後守殿御出、御出入衆も依頼五人御越、且御兩家様等於御見物所麴類指出、御中入後も御吸物差出、御料理等は於定席指出候事。

一、今日和田倉様・池之端様御出被成候。出席中御出之御方□御往來御白洲へ罷出る。

一、御能五時過初り、夜四時前相濟候事。

張 良 母 景 清 寶生大夫 誓願寺 御

碓 出雲守様 春 榮 御 船辨慶 備後守様

十一月十五日。大聖寺侯前田利平、關東筋川々普請を命ぜられたる際助資を得たるを謝す。

〔官事拙筆〕

備後守様御書之寫

一筆令啓達候。此表宰相様・筑前守様益御機嫌能被成御座、恐悅至極奉存候。次各彌可爲御無異、珍重存候。然者今般關東筋川々御普請御用被仰付候處、上納金昨十四日致皆納候。右に付段々御難題之儀共相願候處、御助成被下、以御餘光首尾克相勤、誠以難有仕合奉存候。各にも種々御心盡之程、不淺致大慶候。右爲可申入如斯候、恐々謹言。

十一月十五日

松 備後守利平

遠江守等九人殿

十一月十九日。會津侯保科容敬等、本郷邸に臨みて乘馬を試む。

〔諸事要用雜記〕

十一月十九日

一、今日中務大輔様も御出候筈之處、昨晚筑前守様へ御直書を以御斷之由也。

一、五半時過肥後守様若狹守様御一集に御出、例之通御出向、於御小書院御對顔之上御入、備後守様にも御出御逢被成。追付御馬場へ御出に付、御馬乗袴に御着替之儀被仰進、備後守様にも於御定席御召替、重而御出、書院に被爲入、御馬場夫々宜付、御前に者路次も悪敷御先へ御馬場へ被爲入、御馬見所に御待被遊。追付筑前守様御小書院上之口より御出、御誘引に而表□御廣縁通り御居間へ被爲入、同所御縁より御庭へ被爲入候。喬松丸様に者御庭

中務大輔は
有馬慶頼

兩御家様は
富山侯及び
大聖寺侯

口迄御出向、夫より御同道御馬見所へ被爲入。夫より追々御乗馬暨乗馬も被仰付、八時過より少し御庭御廻り、御居間御縁へ御入。御前に者御先へ御入被爲入、夫より御同道御誘引に而、御奥へ御通り被遊候。備後守様にも御一集に御通り候事。

一、御小書院より御通之節、御先立當席より相動候。御居間よりは脇刺取候者御先立する。筑前守様に者今日御鈴通り御出、御表通り御出は無之候。尤此儀御伺之上也。且又筑前守様迄御出向之節は、小幡氏等御先立也。

一、夜四時過夫々御表宜段申上り、御退出之節初之通り、御先立御廣縁通り被爲入、御小書院の一寸御座付、其處へ御供宜段御客方より申上、追付御退出。其節御式臺階上迄御兩殿様共御送り、備後守様にも同所迄御送り、其所に御残り、跡御對顔は無之事。

十一月廿五日。家中より徴する借知の一部を當年限り免除するを告ぐ。

〔若年寄方御用心覺留〕

十一月廿五日

御勝手向御難澁に付御借知等被仰付置、何茂可爲難澁儀に付、被返下度思召に候處、打續候御物入不時成御入用共指湊、御手繰方六ヶ敷、何分不被爲行届候。乍然御家中難澁之様子も被聞召、深く御心痛被爲在、當年も一作去年之通被返下度思召候得共、去年來不時成御入用

共打重り、其上上方筋大風に而御廻米過分御損失も有之、御手繰方必至与御指支に付、重々御詮議も被仰付、格別之思召を以御借知并役料知等御借上之内、當年一作別紙割合之通被返下候旨被仰出候條、猶更人々手前遂儉約、如何様共いたし勝手取續之儀心懸肝要に候。右之趣被得其意、同役中傳達、組・支配不相洩様可被申渡候、以上。

十一月

前田近江守

御借知等一作返下割合

- 一、百石以下 全
- 一、百一石より二百石迄 六歩
- 一、二百十石より二百九十九石迄 四歩半
- 一、三百石 四歩
- 一、三百十石より四百石迄 三ノ一
- 一、四百十石より九百九十九石迄 四ケ一
- 一、千石より二千九百九十九石迄 五ケ一
- 一、三千石より九千九百石迄 六ケ一
- 一、一萬石以上 七ケ一

- 一、御切米等之分も右割合を以被返下。
- 一、御役料知等之分自分知七百九十九石以下全、八百石以上は是迄御借上之半高當被返下。
- 一、平士被下足輕之分も被返下。
- 但、頭分手替足輕・被下足輕等之儀は是迄之通。
- 一、他國町人等御合力扶持、并御手役者等之分も、去年之通被返下。
- 一、遠慮等被仰付置候者は不被返下候事。

十一月廿九日。西洋流大炮を製造したることを幕府に届出づる爲使者を發す。

〔成瀬正敦日記〕

十一月廿九日

一、松下健作に被仰付候西洋流御筒、公儀御届方有之候間、御筒目玉目等爲書出候様、江戸表より申來候付、左之通書出、今便大野氏等へ遣す。

覺

- 一、ホウキツル 口徑五寸二分 玉目六貫目 一挺
- 一、モルチール 口徑六寸六分 玉目十二貫目 二挺

一、ハンドモルール 口徑四寸 玉目三貫目 二挺

五挺

右今般西洋流御筒出來高如此御座候、以上。

未十一月

小川群五郎

小川七郎左衛門

有賀寛兵衛様

十一月廿九日。前田齊泰、來春歸國の際中仙道を取ることを定めたる報金澤に達す。

〔成瀬正敦日記〕

十一月廿九日

一、下海道地震後いまだ折々鳴動等も有之、其上變事場所宿々も復し兼候躰に付、來春御歸國御道筋之儀御内々御僉議有之、前月御道中所留書等中仙道へ内々見分に遣有之候處、前月末罷歸、何等指支も無之旨見分之趣、美作守殿より被申上、思召次第与伺有之候付、指而差支も無之躰に候間、來春中仙道通御通行可被遊与思召候間、其心得に而僉議被致候様、當十日頃美作守殿へ被仰出有之候由、内狀に申來る。

十二月十六日。徳川家慶、前田慶寧に放鷹によりて獲たる雁を贈る。

〔諸事要用雜記〕

十二月十六日

- 一、今日筑前守様へ鷹御拜領之上使、御使番坂井右近殿御勤之旨申來候事。
- 一、今日筑前守様へ上使之時分、御前も御出被遊候筈に候得共、少々御風氣に付御出不被遊候間、聞番示合御取持衆を以上使之御方へ御達可有之旨、御客方并聞番へ申談候事。
- 一、今日諸大夫被仰付候御禮御廻勤も、筑前守様御名代被遊候筈。後刻御同所様上使之御禮御廻勤之節、右御名代之御勤、御立歸御自分上使之御禮御勤被遊候筈之事。
- 一、八半時過御城下りより追々御付人來、筑前守様例之通御出向、追付御拜領之鷹二參り、無程上使御使番坂井右近殿御越、御誘引於御大書院上意御拜聽。相濟御くわし出、夫々相濟御退出之節最初之處迄御送り被遊候。御入之節御出入衆等御逢被遊候事。
- 但、御表御出之節御前御出無之に付、此御殿御近習之人々御供無之。拙者儀者兼帶之廉に而御供罷出候事。
- 一、右上使相濟候上、御前御罷出恐悅申上る。且筑前守様にも同様申上候事。
- 一、上使相濟、七時頃筑前守様御名代之御勤、并御同所様御拜領之御禮御勤被遊候事。

〔續徳川實紀〕

十二月十六日

松平筑前守はじめ、使して御鷹の鷹たまはるもの十二人。

〔官事拙筆〕

十二月廿五日

- 一、當月十六日筑前守様の上使御使番酒井右近殿を以、御鷹之雁二御拜領被遊候旨之來狀に付、早速相廻し候。

十二月十八日。前田齊泰の子利順、居を御表に移す。

〔諸事要用雜記〕

十二月十八日

- 一、今日喬松丸殿御表へ御引移被成候儀に付、携候人々上下に付、當席上下に而出席之事。
- 一、晝前喬松丸殿御表へ引出橋通り御引移被成候事。
- 一、御移方相濟、追付御居間へ御通り之儀被仰進、御溜へ被爲入、夫より御居間へ御通り、御前御出、例之通二之間御襖の方へ御着座、其節配膳役御のし三方差出、御頂戴、首尾能目出うと御意、御受御禮被仰上、御退出之事。

十二月二十日。幕府、能登の預所に對し加賀藩が永定免皆金納とする舊制を復することを告ぐ。

〔御親翰帳之内書抜〕

御預所去卯年より三箇年期を以御預之段被仰渡候處、去々年に而年限滿に相成候に付、是迄之通無年限に而御預に相成候様被成度趣、御願書御指出之處、是迄御政事向御私領同様、御取箇永定免皆金納之處、以來外御預所並之通御心得可被成旨御書付御渡、以來無年限に而御預之旨別段被仰渡候に付、右年限之儀は下方被仰渡、御預所外並之通と申儀に付而は、何卒是迄之通之御預處に相成候様被成度旨、阿部伊勢守殿被得御内慮候趣御書而被指出。右並之通と被仰渡候儀は、下方被仰渡御見合に相成居、委曲時々其表被申參居候通御座候處、去廿日伊勢守殿被聞番御呼出、御預所之儀先達而被仰達候趣も有之候處、追々被仰聞候次第も有之候付、此度別段之儀を以て御内願之通被仰出候旨等、御書取御渡之由に而、大野織人を以被渡下。且別段公用人服部九十郎より聞番被申聞候は、御預處之儀外々様には皆不納之御届有之方々も有之、又御取扱方御手荒成方も有之に付、先達而年期御預之儀等被仰渡候御趣意に候。此段以後之爲御心得申達置候様被仰付候旨申述候由、聞番より申上候段被仰出候に付、其表被可申遣旨相達御聽申進候。則御書取差進候條、原五郎左衛門被御申渡可被成

卯年は天保十四年

弘化二年十月十七日
參照

公用人は老中の家臣

原五郎左衛門は御算用場奉行

候。先達而被仰渡之趣、下方被響居不申儀に候得ば、尤此度分而申渡候にも被及間敷と存候、以上。

十二月廿四日

美作守等兩人判

助 右 衛 門 様

其方御預所之儀、先達而相達候趣も有之候處、追々被申聞候次第も有之候に付、此度別段之儀を以内願之通被仰出候。委細之儀は御勘定奉行可被談候。

御預所之儀に付、先達而阿部伊勢守殿被仰達置候趣有之候處、御内願之通被仰出候旨、別紙に申進候通に候。然處御勘定所被去廿一日御呼立に付、御預地方御算用者増田半四郎罷出候處、御預所文化度以來諸色賣買手狭に相成、鹽稼・駒賣捌等潤助相減、又は右代金等之儀に付而も、村方及難儀候趣も品々相聞候間、以後取計向に精々心を用候様可被致。且享保七年御預所被仰付候節御渡之御書付は別紙之通に而、兼而被仰立候趣とは齟齬いたし候廉も有之旨被仰渡候由に而、別紙山崎守衛より入御覽候に付、大野織人を以被渡下。享保七年御書付寫此度御渡之分は、御預地方役所にも相見候由に候へ共、先達而より被仰立候御書付は、文化五年御次に相見候御書付寫、人見吉左衛門を以牧昌左衛門被御渡之分に而、相違之儀は有之間敷善之處、如何之譯に候哉。則別紙寫之通に候。猶更其表被申遣、御しらべ有

之筈之由。將又諸色賣買等之儀は、先達而巡見上使相濟候砌、御勘定所より被仰渡候趣有之に付、其節石野右近より及御達候趣有之由之處、同様之趣此度被仰渡候躰に候間、猶更可達僉議旨織人申聞候。則別紙五品差進候條、猶更原五郎左衛門に可被達御僉議候、以上。

十二月廿四日

美作守等兩人 判

助 右衛門様

〔御親翰帳之内書抜〕

昨廿日組頭竹内清太郎殿より御剪紙を以、今日御勘定所に罷出、御取箇差出方に可相達旨申來候に付、御算用者増田半四郎罷出、右懸り相達候之處、御勘定御奉行石河土佐守殿、松平河内守殿、吟味役佐々木修輔殿、關保右衛門殿、右組頭清太郎殿懸り御勘定高橋平作・石川新助立會を以、別紙書取之趣被仰渡候付、前々之通請書相認差出申候段、半四郎罷歸申聞候。依而右書取、并享保七寅年六月廿八日水野和泉守殿御宅において御渡之御書付寫貳通、都合三品奉入御覽候、以上。

十二月廿一日

山崎守衛

申渡

山崎守衛は
山崎頭にして
兼預地の事な

以下は前文、
末段に謂ふ
別紙五品な

松平加賀守

御 預 所

其御預所之儀、文化度政事向私領同様相成候以來、諸色賣買手狭に相成、鹽稼・駒賣捌等潤助相減、又は右代金等之儀に付而も、村方及難儀候趣も品々相聞候間、以後取計向に精々心を用候様可被致候。且享保七寅年御預所被仰付候節相渡候書付は、別紙之通に而、兼而被申立候趣とは齟齬いたし候廉も有之候間、爲心得寫相渡候。

右は阿部伊勢守殿御指圖に付申渡候。

一、諸國御藏所之御仕置は大切之事に候處、不功者成代官は手代まかせにも致置候哉、御藏所之内百姓困窮におよび、其風俗よろしからざる儀共有之趣に相聞候。今度新規代官に可被仰付者、別而御吟味之御事に候得共、不足之儀に候條、追而相應之者被仰付候迄は、何れも家來差遣、御年貢收納致させ候様にとの御事に候。

一、御仕置之儀に付、大法は御勘定所に可被承合候へ共、其所之只今迄之致らせをば聞合被申聞敷候。畢竟下に而申付候儀には、筋あしき儀共も有之事に候故、件之儀は止候様にとの御事に而、何れもへ御預け被仰付候事。

致らせ本の儘

一、右之通に候間、唯今迄其所相動候手代など、其筋を存候と申立候共、一切召抱被申間敷候。勿論名主・庄屋など風儀あしく候はゞ、早々差替候様に可被申付候事。

一、御年貢収納之儀を始、其外村々々家來差廻し候儀、隨分數すくなく、可成程は家來差遣し不申様に可被相心得候。並御預處筋に懸置候家來も、是又人數すくなく可被申付事。

一、御年貢納方之儀百姓に得心致させ、定免に相極候様連々以可被申付事。

但、只今迄高免・下免地面不相應之所は、連々直し候様可被申付事。

一、公事訴訟裁許申付候儀、格別之儀は御勘定所可被相達候。大概之儀は手前に而可被申付候。但右何程迄は手前に而可申付哉と之事、并御預所にかけ置候家來員數之儀は、追而可申達事。

以上

松平加賀守

日野小左衛門御代官所

能登國

高壹萬四千石

右之處御代官所被仰付候内、從當年御預所被仰付候間、口米をも可被致所務候。御仕置其外諸事入念可被申付候。且又御勘定奉行より、追而目附帳相渡候。以後右代官より可引渡之候。

寅は享保七年

この一通は即ち藩の記録に存したる者

但、右御預箇所之内、給領などに相渡候儀有之候はゞ、御勘定奉行より可相達候間、可被得其意候、以上。

寅 六 月

享保七年六月廿八日、御老中水野和泉守殿御宅に聞番御招に付、菊池十六郎參出之處。

能州之内土方領一萬四千石餘、日野小左衛門御代官所、向後御預地に被仰付候條、政務之儀無遠慮被申付、刑罰に可被行者は、領國如人民に而、尤不及被達上聞候。然ば二箇年は物成被收納、一箇年分は金子を以一萬三千石之高可被上之、山川竹木小物成は都而不及被上候。

十二月廿一日。幕府、前田齊廣夫人及び慶寧夫人に歳暮の祝儀を贈る。

〔諸事要用雜記〕

十二月廿日

明廿一日眞龍院様々歳暮御祝儀御拜領物有之候得者、御禮勤可被遊、東御前様も御同様有之候得者、筑前守様御禮勤可被遊に付、明日御同道□時御供揃に而、御用番戸田山城守殿へ御勤可被遊旨被仰出候。

同月廿一日

一、今日上使之若林源藏殿より、於御廣式御兩殿様御逢之儀御斷被成度旨取計くれ候様、聞

番迄被仰越候旨、岩田内藏助申聞、則申上候處、左候へば其趣にと御意に付、御逢^一御心得被成候様可返書旨聞番へ申談。

- 一、今日九時前御廣式之上使夫々相濟候事。
- 一、九時過御出、御用番戸田山城守殿へ、以上使眞龍院様御拜受物之御禮、筑前守様東御前様御拜受物之御禮、御同道御勤被遊、御歸殿被遊候事。

十二月廿五日。前田齊泰能を演ず。

〔諸事要用雜記〕

十二月廿五日

- 一、今日御能、詰合拜見、上下也。御前白鬚・半菰・鉢木被遊候事。
- 一、今日和田倉様・池之端様御入に付、奉伺御機嫌候事。

十二月廿六日。前田齊泰の子直會の色直の祝儀を行ふ。

〔官事拙筆〕

十二月廿六日

- 一、例刻出席筈之處、今日静之介殿御色直御祝に付、朝五半時過服紗小袖・上下着用、二御丸御廣式に罷出、御看一折目錄相添、以御廣式頭上之。畢而御のし・御たばこ盆・薄茶・赤飯・御

吸物・御酒御取肴頂戴、紗綾二卷拜領之、段々之御禮申上、四半時前致出席候事。

十二月廿六日。前田齊泰の子直會を年寄前田近江守の養子たらしむる件を議せしむ。

〔御家老方等諸手扣〕

十二月廿六日

- 一、静之介殿御儀、近江守の養子被仰付度思召候。各存寄無之候はゞ、近江守の御内意爲申聞、其上に而表向可被仰出、御指急に而御留守中にも被遣度御様子之旨也。江戸表美作守等に被仰出申來、右暮合相廻來、追付先の遣之。

〔官事拙筆〕

十二月廿九日

- 一、近江守登城之上於奥之間、此間從江戸表申來候大野織人を以、近江守未出生も無之に付、静之介殿御儀養子に被仰付度被思召候御内意之趣申談候處、存懸も無御座難有仕合奉存候旨御請被申聞候に付、示談之上今日早飛脚步に申渡、返書に申遣候。遠州調筆自分封じ、上書兩名にして印押、今日遣之候事。

但、右は當月十七日急便に傳封、美作守等兩人より之内狀此間到來、遠江守被見之上以紙

而被送候に付、被見候處右之通御内意之趣、何も存寄も無之候は、可申談、御急ぎ被遊、御留守中にも御引移之儀被爲成候程に被遊度思召之旨等も申來候。

十二月廿八日。畫師佐々木泉景、御醫者格を以て待遇せらる。

〔宮事拙筆〕

十二月廿八日

佐々木泉景

泉景儀、畫道格別達者に而、及極老候迄數十年御用向情に入相勤候付、御醫者格被仰付。

泉景の前職は御細工者小頭並

附 録 年 表

天保十年 己亥 皇紀二四九九

正月 ○朔日前田齊泰、金澤城に年頭の賀を受く。(一)

○二日詣初を行ふ。(二)

○四日諸郡に夫食米等を貸與せんことを稟請し、尋いで許さる。(三)

○十一日金谷御殿に福引を行ふ。(四)

○十七日米價高直なるを以て米切所持の者に賣出を命ず。(五)

○十八日文政四年の改作法改革を復元すべきことを命ず。(六)

○十九日本多播磨守家來高橋彰次郎、本多大學の小者小左衛門を斬殺す。(七)

○二十日前田齊泰、政務に關する意見を諸士に徵す。(八)

○廿一日金澤石引町より火を失す。(九)

○廿一日領國の女京都より歸る際關所通手形を請けたるもの、取扱に就いて京都諸人より通牒す。(一〇)

○廿六日學校に文宣王の木主を納む。(一一)

二月 ○朔日初めて上丁の日に學校に雜菜の禮を行ふ。(一二)

附 録 年 表

○五日改作方の用務に村役人ならざるものをして關係せしむべからざる事を十村に令す。(一三)

○十八日能登口郡の貯用林を御郡奉行の支配に屬し、御扶持人十村をして主附たらしむべきを告ぐ。(一四)

○廿四日御算用場内に縮所を設くることを許す。(一五)

○廿七日前田齊泰の子利義及び利行、卯辰觀音山に宮參を行ふ。(一六)

○廿八日村方に於いて走人を豫防すべきことを告ぐ。(一七)

○學校頭を廢して督學を置く。(一八)

○百姓・頭振より提出したる願書は裁許十村の速に之を上達すべきことを命ず。(一九)

○新に能美郡・舟場島村・出合島村・燈臺笹明島村及び石川郡運上島村の名を設く。(二〇)

○十七日御扶持人十村以下の湯治を出願する手續を定む。(二一)

○廿一日越中に百姓の逃亡する者多きを以て人を派して實情を檢せしむ。(二二)

- 廿二日竹澤天神社前の地を蓮池御庭の園内に入る。(三三)
- 廿四日復元潤色により百姓を十村支配としたるも、諸向引合方は之を御郡奉行より爲すべきことを告ぐ。(三三)
- 廿六日前田齊泰・齊廣夫人等演遊を行ふ。(三四)
- 那方の火災に用ふる水旗の制を定む。(三四)
- 八日學政を修補す。(三五)
- 十日前田齊泰、奥村榮實の職を辭せんとする意を卻く。(四五)
- 十八日明倫堂の生徒を入學生と稱すべきことを定む。(四五)
- 十八日前田齊泰、異風の士の町打を石川郡打木濱に觀る。(四七)
- 料理商賣の者、同業者増加せしを以てその取締に關し出願す。(四八)
- 十六日竹澤御屋敷庭方用の戸室石切出の件を議す。(五一)
- 十八日前田齊泰能を演ず。(五一)
- 二十日前田齊泰、蓮池御庭に於いて射手の技を觀る。(五一)
- 學校に於ける教育の方針を示し、且大祿の者の子弟の出席を督促す。(五一)
- 一昨年以來の凶荒に居住者を失ひたる家屋あるを以て、十村等に命じ取締の方法を講せしむ。(五五)
- 諸郡に役人と稱し徘徊する者あるを以て之が取締を十村に命ず。(五六)
- 二日前田齊泰、參觀の期を延ぶべきことを告ぐ。(五六)
- 三日軍書流行の件に就いて議す。(五七)
- 二日前田齊泰、再び參觀の期を延ぶべきことを告ぐ。(五八)
- 四日蓮池御庭内の蝶螺山に三重石塔を置く。(五九)
- 四日學政修補に付き文武櫓古の次第を定む。(五九)
- 廿三日前田齊泰、石川郡粟ヶ崎に行歩を行ふ。(七〇)
- 晦日前令を奉じて速に田畠の藤樹を伐採すべきことを命ず。(七一)
- 前田慶寧の教養に關し亂舞の櫓古を後にすべきことを上申す。(七二)
- 石川・河北二郡に浮腫子發生す。(七三)
- 四日前田齊泰能を演ず。(七四)
- 五日前田齊泰、堂形馬場に臨み馬上の士の射術を觀る。(七六)
- 七日石川・河北及び能登口郡に浮腫子の驅除を命ず。(七九)
- 廿七日大聖寺侯前田利平、明日江戸を發し歸邑するを以て本郷邸を訪ふ。(九二)
- 能美郡の十村田中三郎右衛門虫塚を建つ。(九五)
- 二日前田齊泰の女方姫金澤に生まる。(九五)
- 五日大聖寺侯前田利平の加賀侯に對する口上の格式を改むべきことを承認す。(九五)
- 六日菜種油缺乏するを以て魚油・臭水油・木之實油を混用すべきことを命ず。(九六)
- 十一日前田齊泰の女方姫の七夜の祝儀を行ふ。(九七)
- 十二日大聖寺侯前田利平歸邑の途金澤に宿す。(九七)
- 二十日前田齊泰の女方姫逝去す。(九七)
- 廿四日前田齊泰の妹厚姫等、竹澤御庭に建設する石塔風鐸の資を贈る。(九九)
- 廿九日小兒科の藩醫として高島正頼召抱の件を議す。(一〇〇)
- 廿二日加賀三郡に虫害あるを以て貸米を行ふ。(一〇〇)
- 能登口郡の山方支配に關して議す。(一〇一)
- 朔日前田齊泰登壇して從三位に陞叙せらるゝの命を受く。(一〇二)
- 五日銀仲預手形の古札を引替ふべき期限を延ぶ。

九月

- 八日諸郡十村等の一昨年来改作方に出精せるを賞す。(八一)
- 十一日前田齊泰、參觀の爲に金澤を發す。(八一)
- 廿二日幕令に依り難船の荷物を取揚げたるもの、受取るべき割合を示す。(八三)
- 廿六日前田齊泰江戸に着す。(八五)
- 廿八日徳川家慶使を遣はして前田齊泰の參觀を勞ふ。(八五)
- 明年開山泉滴和尚の二百回忌法會を營まんとするを以て、天徳院に相對勸化を許したることを告ぐ。(八六)
- 朔日前田齊泰登壇して參觀の禮を行ふ。(八八)
- 十二日當年の酒造高を三の一に止めしむ。(八八)
- 十五日大聖寺侯前田利平襲封の後初めて前田齊泰を訪ふ。(八九)
- 十六日前田齊泰の子利義を大聖寺侯前田利平の假養子たらしむべきことを定む。(九〇)
- 二十日前田齊泰、其の子利義の生育を幕府に届出づ。(九〇)
- 廿三日富山侯前田利保本郷邸に來り、江戸城西丸造營の爲助資を得たることを謝す。(九一)
- 廿四日諸郡の乞食は一村限りにて之を介抱すべきことを令す。(九一)

十月

- 廿七日大聖寺侯前田利平、明日江戸を發し歸邑するを以て本郷邸を訪ふ。(九二)
- 能美郡の十村田中三郎右衛門虫塚を建つ。(九五)
- 二日前田齊泰の女方姫金澤に生まる。(九五)
- 五日大聖寺侯前田利平の加賀侯に對する口上の格式を改むべきことを承認す。(九五)
- 六日菜種油缺乏するを以て魚油・臭水油・木之實油を混用すべきことを命ず。(九六)
- 十一日前田齊泰の女方姫の七夜の祝儀を行ふ。(九七)
- 十二日大聖寺侯前田利平歸邑の途金澤に宿す。(九七)
- 二十日前田齊泰の女方姫逝去す。(九七)
- 廿四日前田齊泰の妹厚姫等、竹澤御庭に建設する石塔風鐸の資を贈る。(九九)
- 廿九日小兒科の藩醫として高島正頼召抱の件を議す。(一〇〇)
- 廿二日加賀三郡に虫害あるを以て貸米を行ふ。(一〇〇)
- 能登口郡の山方支配に關して議す。(一〇一)
- 朔日前田齊泰登壇して從三位に陞叙せらるゝの命を受く。(一〇二)
- 五日銀仲預手形の古札を引替ふべき期限を延ぶ。

(一〇二) ○六日徳川家慶使を遣はして前田齊泰の西丸造營の功を助けたるを賞す。(一〇四)
 ○十一日物價高貴なるを以て諸士に貸銀を行ふ。(一〇六)
 ○十三日笠舞の非人小屋横雲に依りて倒壊す。(一〇八)
 ○十五日前田齊泰登營して位階陞叙を謝す。(一一〇)
 ○廿三日金澤に於いて前田齊泰の従三位に昇叙せられたることを告ぐ。(一一二)
 ○廿八日前田齊泰、江戸城西丸に登り新營の建築を観る。(一一四)
 ○廿八日前田齊泰、飛鳥井家に立烏帽子紫懸緒相傳の誓文を發送す。(一一六)

天保十一年 庚子 皇紀二五〇〇

正月 ○朔日前田齊泰、江戸城に登り年頭の賀を行ふ。(一一三)
 ○十四日本郷邸廣式に於いて福引を行ふ。(一一三)
 ○廿六日道中にて諸士の携行する鑓數等は文政十一年以前の舊に復せしむ。(一一三)
 ○前田齊泰、使者を京都に派し位階昇進を謝せしむ。(一一五)
 ○百歳以上の老翁者に物を賜ふ。(一一五)

二月 ○二日前田慶寧の本郷邸内に於ける厨箱遺營に着手

すべきことを命ず。(一一五)
 ○五日前田慶寧と水戸侯徳川齊昭の女との婚約に關する報金澤に達す。(一一七)
 ○十三日幕府、前田齊泰の東海道を經て就封するの請を許す。(一一七)
 ○晦日道中に於いて御横目以下の携行すべき鑓數に就いて告ぐ。(一二〇)
 ○晦日富山・大聖寺藩より下尿を移入するものに米穀を以て價を支拂ふこと勿らしむ。(一二九)
 ○手跡を指南する者に讀書・算術等をも教授すべきことを諭す。(一二〇)
 ○苗代に籾圍を施すべきことを命ず。(一二〇)
 ○兩本願寺別院再建の爲寄進する材木運搬により橋梁を破損するなかるべきを告ぐ。(一二三)
 ○二日前田慶寧、弓初及び乗馬初の儀を行ふ。(一二三)
 ○十三日前田齊泰就封の暇を受く。(一二六)
 ○十五日前田齊泰登營して就封の辭見す。(一二六)
 ○廿一日前田齊泰夫人江戸城西丸に登る。(一二六)
 ○廿一日幕府、江戸城西丸普請御用に當れる前田齊泰の家臣に物を賜ふ。(一二七)
 ○廿二日前田齊泰歸國に付江戸出發の期を定む。(一二九)
 ○廿二日越中に於ける百姓の逃亡者の件を議す。(一二九)

元) ○越中産五ヶ中折の專賣問屋を廢し平賣を許す。(一三〇)
 四月 ○六日前田齊泰、江戸城に登る際その玄關前に挾箱一個を伴ふことを許さる。(一三三)
 ○九日加賀藩の醫應井方亭の次男三郎、曆編制の爲幕府に徵さる。(一三三)
 ○十八日前田齊泰江戸を發して歸封の途に就く。(一三三)
 ○廿二日奥村丹後守、非人小屋の名義に關する意見を前田美作守に與ふ。(一三三)
 ○十六日前田齊泰、奥村丹後守に勝手方御用を命ず。(一三三)
 ○廿四日前田齊泰學校に臨む。(一三八)
 ○廿七日前田齊泰初めて翁の能を演ず。(一四九)
 ○虫害の再生を虞り豫め驅除の方法を示す。(一五〇)
 ○五日非人小屋に收容せらるゝ出牢者を別郭に置くことを定む。(一五二)
 ○十八日前田慶寧の本郷邸内に於ける厨箱上様式を行ふ。(一五二)
 ○廿二日天徳院開山泉滴和尚の二百回忌法會大海供養を營む。(一五五)

五月

六月

七月

○廿二日大小將原田又六郎知行を召放さる。(一五七)
 ○廿五日前田齊泰學校に臨む。(一五七)
 ○廿六日前田齊泰、祖先の法會を二朝執行に復すべきことを告ぐ。(一五七)
 ○廿六日高辻以長の臣長尾采女來りて助成を求む。(一五七)
 ○廿八日祠堂銀返還の方法を改む。(一五九)
 ○諸士より借知の比率を改め、又諸士の借財返辨の方法を定む(一六〇)
 ○二日天保八年以前町・在に貸渡したる米銀の返済方を令す。(一六〇)
 ○十二日昨今兩日前田齊廣の十七回忌法會を天徳院に執行す。(一六〇)
 ○十二日前田齊廣の十七回忌法會を江戸下谷廣徳寺に行ふ。(一六七)
 ○二十日鳳至郡中厨箱造の禁裏献上燈籠に御用の繪符を用ひて通過すべきことを告ぐ。(一六七)
 ○廿三日前田齊泰學校に臨む(一六九)
 ○廿四日石川・河北二郡に於いて蘇樹たる松の伐採の手續を定む。(一六九)
 ○廿七日前田齊泰、老臣を召し拜領の諸品を觀覽せしむ。(一七〇)
 ○村方の萬難徵收方法を定む。(一七二)

八月
 ○醫者を閉業するものに試験を施行すべきことを令す。(一八〇)
 ○二日前田齊泰、犀川に御歩の水泳を観る。(一八一)
 ○三日金澤城外堂形米讓の番所焼失す。(一八二)
 ○十三日前田慶寧の本郷邸内に於ける居館の名稱に就いて議す。(一八三)
 ○十四日困窮により乞食するもの、取扱に就いて令す。(一八四)
 ○十五日明倫堂に於いて釋菜の禮を行ふ。(一八五)
 ○十九日前田慶寧の本郷邸に建造する居館を東御居宅と唱ふべきことを告ぐ。(一八七)
 ○廿二日前田齊泰、本多播磨守及び奥村丹後守二人に二ノ丸及び金谷兩御廣式御用を命ず。(一八八)
 ○廿六日前田齊泰學校に臨む。(一九一)
 九月
 ○朔日前田齊泰夫人江戸城に登る。(一九二)
 ○六日藩侯の御側廻を改め御居間小頭等を廢したる理由を告ぐ。(一九三)
 ○六日前田齊廣夫人、齊泰の生母榮操院と共に卯辰山に行歩を行ふ。(一九四)
 ○十五日前田齊泰、金澤の郊外千日町口に放鷹を行ふ。(一九五)
 ○十七日前田齊泰學校に臨む。(一九六)
 ○廿二日前田齊泰、石川郡宮腰に行歩を行ふ。(一九七)

十月
 ○廿四日前田齊廣夫人、河北郡藥師村附近に行歩を行ふ。(一九七)
 ○廿五日念佛行者義賢金澤に来る。(一九七)
 ○廿七日前田齊泰の生母榮操院、河北郡藥師村に行歩を行ふ。(一九八)
 ○五日前田齊泰、富山侯前田利保が、西丸普請助役の功を賞せられたるを謝する爲幕府に書を送る。(一九九)
 ○七日五ヶ山の鹽硝を買上ぐる爲町藏の借上を命ず。(二〇〇)
 ○八日前田齊泰の子利義・利行の水痘に罹る。(二〇一)
 ○十三日二條齊信の使者金澤城に登り金子調達を求む。(二〇二)
 ○十五日前田齊泰の子利義・利行の水痘癒え酒湯を浴す。(二〇三)
 ○十八日幕令により速に文政小判及び壹歩判等の引替を了すべきことを告ぐ。(二〇四)
 ○十八日前田齊泰、金澤大豆田口に放鷹を行ふ。(二〇五)
 ○廿一日前田齊泰學校に臨む。(二〇六)
 ○廿三日前田齊泰、陸原大次郎に瀧の間に書を講せしむ。(二〇七)
 ○廿七日前田齊泰、金澤郊外七ツ屋口に放鷹を行ふ。(二〇八)

十一月
 ○二日前田齊泰、その子利義と共に放鷹を行ふ。(二〇九)
 ○八日御廣式御用本多播磨守・奥村丹後守二人、前田齊廣夫人に財政困難の狀を告ぐ。(二一一)
 ○九日御廣式御用等、前田齊泰の生母榮操院に財政困難の狀を告ぐ。(二一二)
 ○十六日前田齊泰學校に臨む。(二一三)
 ○廿二日町方教導の件に關して議す。(二一四)
 ○廿四日光格天皇崩御の報京都より金澤に達す。(二一五)
 十二月
 ○四日光格天皇崩御の報江戸より金澤に達す。(二一五)
 ○十二日京都の御用商人大森三郎兵衛に金子貸與を許す。(二一五)
 ○十五日前田齊泰、光格天皇崩御し給ひしを以て使者を發遣す。(二一六)
 ○廿二日前田齊泰能を演ず。(二一七)
 ○石川郡粟ヶ崎村藤右衛門及び向栗ヶ崎村徳兵衛を御扶持人十村列とし御金御用を命ず。(二一七)
 天保十二年 辛丑 皇紀二五〇一
 正月
 ○朔日前田齊泰、金澤城に於いて年頭の賀を受く。(二一八)
 ○二日誦初の儀を行ふ。(二二〇)
 ○十七日前田齊泰、その子慶寧に本郷邸の御廣敷上

二月
 閏正月
 ○廿四日前田齊泰如來寺に詣で、歸殿の際十村等の拜禮を受く。(二二四)
 ○廿七日前田齊泰夫人江戸城に登る。(二二五)
 ○七日前田齊泰の生母榮操院の治療を大庭探元の外加藤那安に命ず。(二二五)
 ○十五日表小將等に帯佩の練習を努むべきことを命ず。(二二六)
 ○十八日前田齊泰能を演ず。(二二五)
 ○御扶持人等、村萬雜の賦課方法に關して協議し御算用場の承認を受く。(二二六)
 ○六日前將軍徳川家齊薨去の報金澤に達す。(二二七)
 ○六日前田齊泰學校に臨む。(二二八)
 ○九日前將軍徳川家齊薨じたるを以て普請・鳴物等を遠慮すべき日數を定む。(二二九)
 ○十日昨年の令により御供道中をなす者の携ふる武器の數を復舊するも、會所銀の貸與を増額せざることを議す。(二三〇)
 ○十一日前田齊廣夫人の父鷹司政照薨去の報金澤に達す。(二三一)

- 十四日光格天皇の御詔號治定したりとの報金澤に達す。(二三九)
- 十五日前田齊泰、鷹司家に金子を贈るべきことを命ず。(三四〇)
- 十九日御勝手方御用を奥村丹後守一人に命ず。(三四一)
- 廿一日幕府、前田齊泰にその外祖父鷹司政照の薨去を用す。(三四二)
- 廿六日森快安、前田齊泰の生母榮操院の病を診す。(三四三)
- 廿七日文政金銀引替方の手續を告ぐ。(三四四)
- 朔日前田齊泰の生母榮操院を診する爲京師より醫師を招かしむ。(三四五)
- 四日前田齊泰の生母榮操院の病むを以て参観の期を延ぶることを幕府に届出しむ。(三四六)
- 六日絹・袖の入貢禁止の令を解かんことを議す。(三四七)
- 六日老牛馬を他國に賣出すことを禁す。(三四八)
- 十四日他國御使人たる者に貸與する金高を改定す。(三四九)
- 十四日石川郡本吉に鰯の大漁あり。(三五十)
- 十八日小松御馬廻に使用せしむる賃馬の件を議す。(三五一)

三月

- 十九日京醫山本安房介、前田齊泰の生母榮操院の病を診す。(三五九)
- 十九日御勝手方の難波を救済すべき諸士の意見は直に御次に上申することを得しむ。(三六〇)
- 二十日徳川家慶、前將軍の遺物を前田齊泰等に贈る。(三六一)
- 廿三日大聖寺侯前田利平参観の途金澤城に登る。(三六二)
- 廿七日京醫山本安房介金澤を發して歸洛す。(三六三)
- 在江戸の諸士に不時拜借を容易に許さざるべきを告ぐ。(三六四)
- 諸郡村々組合頭出張の際支給すべき料米の額等を定む。(三六五)
- 四日寶圓寺の山門再建を命ず。(三六六)
- 五日三味線彈の婦人を招きて遊興したる諸士に譴責を命ず。(三六七)
- 十一日年寄中等の今年の借知はその出願を待つべきこととす。(三六八)
- 十一日前田齊泰、金澤を發して参観の途に就く。(三六九)
- 十一日銀子預手形の一部を小瀬札と引替ふることを決す。(三七〇)
- 十五日當年の借知高は昨年を通りたるべきを告ぐ。(三七一)

四月

- 十六日強烈の雷鳴あり。(三七二)
- 十八日東本願寺新門跡遷化の報金澤に達す。(三七三)
- 十九日武田秀平をして製せしめたるぞんがらすを江戸邸に送る。(三七四)
- 廿一日文政金銀等引替手續に關する前令を改む。(三七五)
- 廿四日前田齊泰江戸に着す。(三七六)
- 廿六日徳川家慶使者を遣はして前田齊泰の参観を勞せしむ。(三七七)
- 廿八日前田齊泰登營して参観の禮を行ふ。(三七八)
- 御廣式女中の服装は佳節以外袖・木綿に限るべきことを令す。(三七九)
- 一季奉公人の故なく退き又は給銀を食ふことを禁ず。(三八〇)
- 石川・河北二郡山々の落葉權は定日の外之を爲さざるべきことを稟申す。(三八一)
- 朔日新堂形の清水にて染物を爲し又は療用に供する件に關して議す。(三八二)
- 七日先に水戸侯徳川齊昭その女を前田慶寧に嫁せしむるを約したるも變改の狀あるを以て議す。(三八三)
- 七日小松城の濠埋没したる件に就き議す。(三八四)
- 十五日金澤に於いて前田齊泰着府後の狀を披露す。(三八五)

五月

- 廿四日江間室齋等、醫學集會の指引を命ぜらる。(三八六)
- 廿六日前田齊泰、その夫人等を招請す。(三八七)
- 二日前田慶寧、本郷邸内東居宅に移る。(三八八)
- 十二日前田齊泰の子利徳金澤に生まる。(三八九)
- 十八日前田齊泰の子利徳の七夜の祝儀を行ふ。(三九〇)
- 十八日從來布及び木綿以外の入貢を禁じたる令を解除す。(三九一)
- 十九日前田齊泰その子利徳を家臣前田圖書の養子とすべきことを告ぐ。(三九二)
- 二十日大聖寺侯前田利平の家老山崎權承金澤に來りてその借用したる米銀返済の件を交渉す。(三九三)
- 廿二日無高所の百姓が取高をなすには入百姓の名目を以てすべきことを告ぐ。(三九四)
- 廿三日藤井方亭、前田齊泰の生母榮操院の病を診す。(三九五)
- 廿六日幕府、前田齊泰の江戸城門内にて挾箱を作ふの方式を改むべきことを命ず。(三九六)
- 五日百歳の老齡者に物を賜ふ。(三九七)
- 六日御郡方より樂藍を他國に販賣すべからざることを告げしむ。(三九八)

六月

七月

- 廿六日幕府、前田齊泰の江戸城門内にて挾箱を作ふの方式を改むべきことを命ず。(三九五)
- 五日百歳の老齡者に物を賜ふ。(三九七)
- 六日御郡方より樂藍を他國に販賣すべからざることを告げしむ。(三九八)

- 十七日前田齊泰、慶寧の東御居宅に臨み囃子を見る。(二八)
- 二十日前田齊泰、會津侯松平容敬の新錢座の邸に臨む。(二九)
- 廿一日百姓等の遊藝を習ふことを禁ず。(三〇)
- 四日郡方の者に役儀を命ずる際知普により周旋を求むる等のことを戒む。(三一)
- 十五日明倫堂に釋菜の禮を行ふ。(三二)
- 廿一日前田齊廣夫人野田山の廟所に參詣す。(三三)
- 廿二日蓄米を行ふを以て藩の米廩を増置せんとす。(三四)
- 廿五日前田慶寧と水戸侯徳川齊昭の女との婚約に關して開番より齊泰に報告す。(三五)
- 朔日東御居宅成就せしを以て關係者に賞賜す。(三六)
- 十三日東本願寺末寺再建の手序初を行ふ。(三七)
- 十九日前田齊泰能を催し、大聖寺侯前田利平之に臨む。(三八)
- 二十日今後献上の鮮鮓に代ふるに金子を以てすべき幕令を受く。(三九)
- 廿二日能美郡に降霜あり。(四〇)
- 四日石川郡宮腰錢屋五兵衛の下役をして領内の船數調査の爲出張せしむべきことを告ぐ。(四一)
- 十六日分限高一萬石に對し親百石の割合を以て圍殺を行ふべき幕令を受く。(四二)
- 十六日收納米の品質を精良ならしむべきことを令す。(四三)
- 十八日石川郡宮腰錢屋五兵衛の子喜太郎に扶持を給せんことを議す。(四四)
- 十八日鷺羽・鶴羽等を拾ひたる者は御郡所等へ差出すべきことを令す。(四五)
- 二日前田齊泰の子利豐の色直の祝儀を行ふ。(四六)
- 九日昨今兩日前田治備の三十三回忌法會を寶園寺に執行す。(四七)
- 十六日御側衆等出會の際に於ける酒食に付き申合せをなす。(四八)
- 廿四日前田齊泰の子利豐、家臣前田圖書の養子としてその邸に移る。(四九)
- 廿五日前田齊泰登營して能を観る。(五〇)
- 朔日前田慶寧、通稱を又左衛門諱を利住と稱す。(五一)
- 三日先に降霜により損耗を生じたる能美郡諸村に價米を與ふることを決定す。(五二)
- 六日鹿島郡大津村の入海を開發する爲土砂を白濱村に取るべきことを許す。(五三)
- 十五日前田齊泰の生母榮操院の病癒え床拂を行

- 十六日天保通寶錢の流通を圓滑にすべきことを告ぐ。(二七)
 - 廿七日高直の菓子・料理等を禁ずる幕府の令を傳ふ。(二八)
 - 御郡方算用開役の動方を告ぐ。(二九)
- 天保十三年 壬寅 皇紀二五〇二
- 朔日前田齊泰、江戸城に登り新正を賀す。(三〇)
 - 十六日前田慶寧、齊泰に伴はれて關老を訪ふ。(三一)
 - 廿三日前田齊泰夫人江戸城に登る。(三二)
 - 晦日徳川家齊の一周忌法會を神護寺に執行す。(三三)
 - 羽咋郡上田村に住する舞々三郎太夫の身分に關して議す。(三四)
 - 百歳の老齡者に物を賜ふ。(三五)
 - 十四日新材の價格を公定す。(三六)
 - 十五日前田慶寧初めて徳川家慶に謁す。(三七)
 - 十八日明倫堂に釋菜の禮を行ふ。(三八)
 - 廿二日前田慶寧江戸城に登り、正四位下左近衛權少將に任じ、偏諱を賜ひ、筑前守と稱す。(三九)
 - 廿六日前田齊泰、會津侯松平容敬夫人等を招請す。(四〇)
- 晦日前田慶寧の叙任口宣受領の爲使者を江戸より發せしむ。(三三)
 - 四日金澤に於いて前田慶寧の元服を披露す。(三四)
 - 十一日大聖寺侯前田利平の用人來り、その十萬石待遇を舊に復して減せんことを希望すとの意を告ぐ。(三五)
 - 十三日前田齊泰就封の暇を受く。(三六)
 - 十四日今明兩日前田慶寧叙任せられしを以て金澤に盆正月を行ふ。(三七)
 - 十五日前田齊泰登營して就封の辭見す。(三八)
 - 十八日前田齊泰江戸を發して就封の途に上る。(三九)
 - 家中の士にして前田慶寧の名に觸るゝものを改めしむ。(四〇)
 - 定火消の職務執行に關する心得方を定む。(四一)
 - 朔日前田齊泰金澤城に着す。(四二)
 - 三日奥村丹後守御勝手方御用の職を辭せんと請ふ。次いでその意を果さず。(四三)
 - 四日前田齊泰、石川郡北安田にて捕獲せる白雁を観る。(四四)
 - 十三日幕府、前田齊泰夫人の献上品を簡易にしその費を省くべきことを告ぐ。(四五)
 - 十四日前田齊泰就封の後初めて學校に臨む。(四六)

五月

- 廿二日前田齊泰・利義・利行共に能を演ず。(三五九)
- 廿四日前田齊泰の生母榮操院病癒えたるを以て重ねて床拂の祝を行ふ。(三五九)
- 廿七日前田齊泰能を演ず。(三六〇)
- 廿七日物價方役所を廢止することを告ぐ。(三六一)
- 六日前田齊泰、石川郡弓取川筋に放鷹す。(三六二)
- 十一日成瀬主税、御次向及び兩御廣式御儉約主付を命ぜらる。(三六三)
- 十一日大聖寺侯前田利平歸邑の途金澤城に登る。(三六四)
- 十四日金澤鍛冶町より火を失す。(三六五)
- 十五日宮芝居を許可すべきことを議す。(三六六)
- 十九日前田齊泰、その子慶寧以下の費用を節減すべきことを告ぐ。(三六七)
- 廿一日前田齊廣夫人、自今家族相互の贈答を廢すべきことを告ぐ。(三六八)
- 廿一日前田齊泰夫人江戸城西丸に登る。(三六九)
- 廿二日前田齊泰金谷御廣式に臨む。(三七〇)
- 廿四日前田齊泰の子利義・利行初めて劍術を學ぶ。(三七一)
- 廿八日衣食住に關し侍以下の心得を諭す。(三七二)
- 廿九日前田齊泰數日前より脚氣を患ふ。(三七三)
- 御歩並以上の子弟にして十四歳に達したる者等の

六月

- 五日金谷御廣敷の經費を減すべきことを告ぐ。(三七九)
- 十二日前田齊泰の病氣平癒祈禱を白山宮及び金澤觀音院に命ぜしむ。(三八〇)
- 十二日足輕・坊主・小者の生活に關して諭す。(三八〇)
- 廿一日前田齊泰の病氣平癒を能登一ノ宮及び俱利伽羅に祈願せしむ。(三八三)
- 廿五日前田齊泰、京醫小林豐後守を召して病を診せしむ。(三八五)
- 廿六日諸士の明倫堂に出席を督促す。(三八四)
- 晦日前田慶寧、森快安を遣はして齊泰の病を診せしむ。(三八五)
- 本年に限り諸士よりの借知を廢することを告ぐ。(三八五)
- 金澤の町年寄より町人の風俗に關する心得を諭す。(三八六)
- 七日前田齊泰夫人の費用を減すべきことを告ぐ。(三八九)
- 八日前田齊泰夫人使を遣はして山王社の祈禱札を齊泰に上らしむ。(三九〇)
- 廿八日履物の制限を定む(三九〇)

八月

- 晦日郡方に嫁娶及び葬儀を簡易にすべきことを令す。(三九一)
- 寺家・社家の風俗に關して諭す。(三九二)
- 朔日前田慶寧登壇して八朔の祝儀を行ふ。(三九六)
- 十日西本願寺末寺再建の爲にする勸進に應ずべからざることを告ぐ。(三九七)
- 十七日明倫堂に於いて欽定四經等を翻刻せんことを議す。(三九九)
- 二十日前田齊泰の脚氣稍快癒す。(三九九)
- 廿四日豐作なるを以て特に收納米の調製を嚴にせしむ。(四〇六)
- 廿五日京醫小林豐後守金澤を發して歸洛す。(四〇九)
- 廿八日前田齊泰京都の樂人を招きて舞樂を演ぜしむ。(四〇〇)
- 從來文字金銀と記したるを改めて保字金銀とすべきを告ぐ。(四〇四)
- 習養子相續後死したる際未婚の幼婦に關する處置に就いて告ぐ。(四〇五)
- 石川郡中宮より新木呂を川流とする件に就いて告ぐ(四〇五)
- 十二日八丈島の宇喜多孫助等に金銀を贈與する爲その目錄を製す。(四〇五)
- 江戸に於ける藩邸の面積に關して届出づ。(四〇六)

十月

- 婦人の服飾に對する取締方を令す。(四〇七)
- 御郡奉行より百姓の衣食住に關して令す。(四〇九)
- 郡方に於いて花火を打擲ぐることを禁す。(四一三)
- 八日前田齊廣夫人、齊泰を訪ふ。(四一三)
- 十八日銀仲發行の銀子預手形を新札と引替ふべき期限を延ぶ。(四一四)
- 二十日砲瘡流行するを以て家族に患者を有する年寄中等の遠慮缺勤すべきことを命ず。(四一四)
- 廿八日收納米受取の任に當る下代等の糶し米を利するを停め、下敷米を興ふべきことを令す。(四一五)
- 副堂銀の返済を遅延することなかるべきを告ぐ。(四一八)
- 能美郡湊村を町並の取扱たらしめんことを請願す。(四一八)
- 二日江戸に於いて琉球人見物の件に就いて告ぐ。(四一九)
- 四日前田齊泰の子利豐頃日砲瘡を患ふ。(四二二)
- 五日水野越前守より領内に産する痘瘡賣渡の交渉ありたるを拒絶す。(四二二)
- 七日前田齊泰の病輕快に赴くを以て醫師の當直を廢す。(四二三)
- 十二日金澤横傳馬町に火災あり。(四二三)
- 十八日徳川家慶、前田慶寧に放鷹によりて獲たる

雁を贈る。(四三三)
 ○廿九日學校校正方西坂余所之助その著垂統別史を藩侯に呈す。(四三三)
 ○頭・支配人にその配下の武藝動情の状を調査せしむ。(四三四)
 ○手取川流しの新材拂下の件を告ぐ。(四三五)
 ○沖船頭・水手等は船持の便を計り成るべく自國に於いて稼業すべきことを告ぐ。(四三六)
 ○能登屋佐助、町奉行に漬し酒製造の許可を請ふ。(四三六)
 十二月
 ○二日幕府・前田齊泰に來年三月を以て參觀すべきことを命ず。(四三六)
 ○十五日幕令に基づき祠堂銀・町會所貸附銀の利子を低下すべきことを告ぐ。(四三九)
 ○十六日越中五ヶ山製塩硝の一部を他國に販賣することを許すに決す。(四四〇)
 ○廿三日横目博勞を廢し、在博勞の株立を止むることを決す。(四四〇)
 ○廿六日金澤に於いて流質の期限を改めて十ヶ月とするを告ぐ。(四四三)
 ○廿九日新番御歩の娘又は姉妹を御次女中に任用し得べきことを定む。(四四三)
 ○前田齊泰の病全癒せざるを以て明年頭の賈を受け

ざることを告ぐ。(四四四)
 ○博奕類似の勝負を禁止することを告ぐ。(四四五)
 ○新に石川郡地黃煎村・十一屋村の名を設く。(四四五)
 天保十四年 癸卯 皇紀二五〇三
 正月
 ○朝日前田齊泰保養中なるを以て年頭の賈を受けず。(四四六)
 ○朝日前田慶寧本郷郡に於いて初めて頭役以上の年賈を受く。(四四七)
 ○二日前田慶寧江戸城に登り初めて年頭祝賈の禮を行ふ。(四四七)
 ○十九日餅餅直しの祝儀を行ふ。(四四八)
 ○廿三日錢屋五兵衛の新造船一艘を買上げて藩の御手船とす。(四四八)
 ○晦日徳川家齊の第三回忌法會を神護寺に執行す。(四四八)
 二月
 ○四日一向宗寺庵が寺格昇進の際に於ける勅化の件に關し通牒す。(四四九)
 ○四日諸郡各村の肝煎交代に際し同苗の速かに之が處置を爲すべきことを告ぐ。(四五〇)
 ○六日前田齊泰來る三月の參觀を延期すべきことを告ぐ。(四五〇)
 ○六日江戸に於ける領内の産物問屋に出荷する手續を告ぐ。(四五〇)

○六日領内船舶の權數調理役を錢屋五兵衛に命ず。(四五〇)
 ○十日能美郡湊村を町並の取扱とすることを命ず。(四五〇)
 ○十一日金澤城河北御門の屋根を葺替ふるを以て通行を禁す。(四五〇)
 ○十二日前田齊泰夫人江戸城に登る。(四五〇)
 ○十四日明倫堂に釋菜の禮を行ふ。(四五〇)
 ○十四日前田齊泰の子利義及び利行の病癒瘡と治定す。(四五〇)
 ○十七日百歳の老齡者に物を賜ふ。(四五〇)
 ○十八日琴屋顯る。(四五〇)
 ○廿四日百姓の子弟を町奉公に出すべからざること令す。(四五〇)
 ○廿七日前田慶寧と婚姻の内約したる水戸侯徳川齊昭の女、痘瘡を以て逝去したるの報本郷郡に達す。(四五〇)
 ○家内に痘瘡・麻疹等の患者を有するもの、城中勤仕に就いて告ぐ。(四五〇)
 ○家中の士の養子出願の件に就いて告ぐ。(四五〇)
 ○當分馬市を廢することを告ぐ。(四五〇)
 ○流質の限月等に關する郡方の取扱を規定す。(四五〇)
 ○越中瀨波郡管作村々の肝煎等、その首を金澤笠市

に賣出す手續を稟議す。(四五〇)
 三月
 ○朝日前田齊泰の子利義の痘瘡癒え酒場を浴す。(四五〇)
 ○朝日金城靈澤の佛文作製を津田鳳麟等に命ず。(四五〇)
 ○九日前田齊泰、參觀延期のことを幕府に届出づ。(四五〇)
 ○十一日大聖寺藩の江戸千駄木に於ける下屋敷長屋類焼す。(四五〇)
 ○十六日本郷郡に於いて徳川家慶の日光參詣中火之元等に用心すべきことを告ぐ。(四五〇)
 ○十八日諸士の武藝に秀でたる者を賞す。(四五〇)
 ○廿七日前田齊泰、石川郡宮腰に於いて捕獲したるクイザメを覽る。(四五〇)
 ○廿七日百姓の女子にして恣に尼僧となることを禁す。(四五〇)
 ○武藝稽古に執心する者の交名を定期に届出づべきことを命ず。(四五〇)
 四月
 ○朝日前田齊廣夫人野田山の廟所に參詣す。(四五〇)
 ○六日江戸に於いて徳川家慶の日光參詣中辻番所警固のことを定む。(四五〇)

五月

- 八日前田齊泰再び参観を延期すべきことを幕府に届出づ。(四七二)
- 十日郡方に於いて他國より入込みたる流浪者を止宿せしむることを禁ず。(四七三)
- 十三日東本願寺末寺再建に就き立柱式を行ふ。(四七四)
- 廿四日大聖寺侯前田利平参観の途金澤城に登る。(四七五)
- 廿七日前田齊廣夫人石川郡宮ノ腰等に行歩を行ふ。(四七六)
- 明倫堂の會議に人持組の士の缺席届出方心得を定む。(四七六)
- 二日前田齊泰更に参観の延期を請ふ。(四七七)
- 七日京醫小林豊後守、前田齊泰の病を診す。(四七八)
- 十日前田齊泰能登にて捕獲したる海豹を見る。(四七九)
- 十二日百姓の住宅に關する制限を令す。(四八〇)
- 十三日老中水野越前守、前田齊泰夫人の費用合力を節減すべきことを告ぐ。(四八一)
- 十三日御算用場奉行石野右近以下の辭意を却下す。(四八二)
- 十三日京醫小林豊後守に能を觀覽せしむ。(四八三)
- 十七日京醫小林豊後守歸洛す。(四八四)

六月

- 毎日米の俵裝を改善する爲御蔵所に見本を備付くべきことを命ず。(四八五)
- 馬匹の他國出通行札料に關して通牒す。(四八六)
- 四日本郷邸御廣式の經費を節減する爲老女二人にその主任を命ず。(四八七)
- 六日前田齊泰の病未だ全く癒えざるを以て、年寄等に特に政務を怠らざるべきことを諭す。(四八八)
- 十八日諸士の頭分等に特に儉約の實行を令す。(四八九)
- 廿三日羽咋郡鹽濱村に三兒を生みたる者あるを以て扶持米給與の件を議す。(四九〇)
- 前田齊泰、領内海岸の防備を更に厳にし、鹿島郡所口到人持組の在住を置く等のことを議せしむ。(四九一)
- 町人に武藝を教授するを禁ず。(四九二)
- 六日郡奉行、十村以下の家作にして法に關するものを撤すべきことを命ず。(四九三)
- 八日幕府、加賀藩に預所としたる能登の地に本年より三ヶ年の期限を附することを告ぐ。(四九四)
- 十日家中奉公人等の酒店その他に於いて強請し又は騷擾するものあるを戒む。(四九五)
- 十九日旱天なるを以て雨乞を行はしむることを議す。(四九六)

八月

八月

- 廿二日前田齊廣夫人の疾病瘳と治定す。(五〇九)
- 幕命により異國船の江戸近海に渡來したる際加賀藩より出張せしむる人数等を届出づ。(五一〇)
- 再び郡方に家作の制限に關して令す。(五一三)
- 十六日浪人の徘徊を禁ずる幕令を傳ふ。(五一六)
- 十七日幕府、能登の預所檢分の爲勘定所の吏を派遣すべきことを告ぐ。(五一七)
- 廿二日能登預所檢分の爲出張する幕吏の宿舍を急に改造すべきことを命ず。(五一八)
- 廿四日日本年豐作なるを以て租納の際監査を嚴にせしむ。(五二八)
- 廿九日海岸防備の爲鹿島郡所口在住を津田修理に命ず。(五二九)
- 幕府、盲人にして市中に住し琴・三味線・針治・導引を業とする者の座法を正すべきを告ぐ。(五三二)
- 町方居住の者の家作に關して令す。(五三三)
- 二日諸商人・職人の金銀酒を押したる看板を用ふることを禁ず。(五三四)
- 六日能登金剛崎・輪島・福浦に遠見番所を置くを以て設計を命ず。(五三四)
- 十八日御郡方より商用の爲他國に赴くものに人別出願せしむ。(五三六)
- 廿三日前田齊泰参観延引の届書を幕府に呈す。(五三九)

閏九月

閏九月

- 廿六日御鷹場に關する規定の改められたることを告ぐ。(五三七)
- 廿八日銀仲預手形を新札と交換すべき期限を延ぶ。(五三九)
- 四日幕府、能登の預所檢分を中止するを以てその派遣の吏を召還すべきを告ぐ。(五四〇)
- 十七日村御印機失の場合に於いては御算用場奉行よりその寫を下附すべきことを定む。(五四二)
- 十八日家中の士御日柄に鳥構又は川殺生を爲すを禁ず。(五四三)
- 石川郡寺中大野湊神社主より金澤城内東照宮奉仕の狀を具申す。(五四三)
- 町人等家賣買納得の際酒食を喫するを得ざる禁令を嚴守せしむ。(五四四)
- 料理業の者高價の飲食物を調ふべからざる等のことを令す。(五四五)

十月

- 八日諸浦に船頭・水手稼方の主附を置き、その取締に當らしむることを令す。(五四五)
- 廿四日前田齊泰重ねて参観延期届を幕府に提出す。(五四七)

十一月

- 十八日幕令の趣旨により酒造株を改めて酒造稼と稱せしむべきことを告ぐ。(五四八)

十二月
 ○廿四日前田齊泰の子利豐鬻置の儀を行ふ。(五九)
 ○廿八日金子と銀子との交換比例を改定す。(五九)
 ○十九日前田慶寧袖留の儀を行ふ。(五四)
 ○家中難澁の馬持以下の士に貸銀を許す。(五四)
 ○前田齊泰保養中なるを以て來年年頭の賀を受けざることを告ぐ。(五四)

是歲 ○御塩吟味人の勤方を改定す。(五四)

弘化元年 甲辰 皇紀二五〇四

正月
 ○朔日前田齊泰保養中なるを以て年頭の禮を受けず。(五四)
 ○四日前田慶寧袖留せしを以て祝賀の爲能を催す。(五四)
 ○十日越中新川郡黒部山の銅鑛を採掘せしむべきを以て之が準備を郡奉行に命ず。(五四)
 ○十九日城内に鐘餅直しの儀を行ふ。(五四)
 ○二日越中に大風・暴瀆あり。(五四)
 ○四日前田慶寧の月次及び五節句に登費すべき願書提出の件を令す。(五四)
 ○四日越中に再び大風・暴瀆あり。(五四)
 ○廿四日前田齊泰病むを以て參觀延期の意あることを家中に告ぐ。(五〇)
 ○加賀大乗寺及び越中國泰寺に先住の遠忌を執行するを以て相對托鉢を許す。(五〇)

三月
 ○十一日幕府、前田齊泰の參觀延期の請を許す。(五三)

○十一日浦之間講釋に學校助教加人を當つることを許す。(五三)
 ○二十日前田慶寧の月次及び五節句登費の請を許さる。(五三)

○廿四日諸公子石川郡宮腰に行歩を行ふ。(五三)

○廿六日御射手後藤駒次郎の發明せる藥弓を藩侯の覽に供すべきことを議す。(五四)

○廿七日前田齊泰夫人江戸城に登る。(五四)

四月
 ○朔日前田慶寧初めて月次登費を行ふ。(五三)

○五日昨今兩日前田光高の二百回忌を天徳院に執行す。(五三)

○十四日表小將弓術御次掃古の射場を金谷文庫より三ノ丸に轉せんことを議す。(五九)

○廿六日陣川及び淺野川に於いて毎歲九月朔日より三月晦日まで漁撈を禁ず。(五〇)

○能登口郡に耕作奉公人缺乏するを以てその處置に就いて通牒す。(五〇)

○五日前田慶寧初めて節句の登費を行ふ。(五八)

○十日大聖寺侯前田利平歸邑の途金澤城に登る。(五七)

五月
 ○十日前田慶寧江戸城本丸火災に罹るを以て開老を

訪ふ。(五七)

○十二日前田齊廣夫人寶圓寺及び天徳院に參詣す。(五七)

(五七)

○十七日江戸城本丸焼失の報金澤に達す。(五四)

○廿一日前田齊泰江戸城本丸焼失を報せる奉書に對し返簡を上る。(五七)

○火事の際世子前田慶寧に馬上にて邂逅したるもの作法を告ぐ。(五七)

○十二日昨今兩日寶圓寺に於いて前田吉徳の百回忌法會を執行す。(五七)

○晦日昨今兩日天徳院に於いて前田齊敬の五十回忌法會を執行す。(五八)

○江戸城焼失に付き諸侯の獻資に關する雜説を藩に告ぐ。(五八)

○十村等、能登口郡の百姓が奉公を廢して日雇となるを禁止せられんことを稟請す。(五八)

○八日銀手形缺乏するを以て金銀の交換比率を公定し、之が混用を許す。(五八)

○九日前田齊泰更に參觀を延期すべきことを告ぐ。(五八)

○十日早天減水するを以て家中の屋敷に用水を引入ることを禁ず。(五八)

○十三日末期養子たる者の養母に對する服忌に就い

て定む。(五七)

○諸郡船舶に極印を施すものは舊に依つて其郡の御扶持人を以てせんことを答申す。(五八)

○三日徳川家慶、前田慶寧に放鷹によりて獲たる雲雀を贈る。(五九)

○廿一日天の網にて雲雀を捕へ及び雲雀の賣買を禁ずる前令を守るべきを告ぐ。(五九)

○廿三日前田齊泰、その子利行と共に石川郡栗崎を経て宮腰に行歩を行ふ。(五九)

○廿四日能登口郡の十村等、收納米取扱方に關し規定す。(五九)

○盲人の琴・三味線・針治・導引を業とするものは檢校の支配に屬すべきことを令す。(五九)

○六日江戸城災に罹るを以て家中・町・在より獻金の割合を定む。(五九)

○十日前田齊泰、江戸城本丸焼失せしを以て造營の資を上らんことを請ふ。(六〇)

○十一日幕府、前田齊泰の參觀延期の請を許す。(六〇)

○十五日前田齊廣夫人眞龍院、本多播磨守の別亭に臨む。(六〇)

○廿三日銀手形を新札と引替ふべき期限に就いて告ぐ。(六〇)

十月

- 廿四日石川郡白山村領の銅山を休山とすべきことを命ず。(六〇六)
- 廿四日小鷹及び天之網を禁する三里以内の村附を公示せんことを議す。(六〇七)
- 給人の百姓より夫銀を繰上げ借受くることを禁ず。(六〇七)
- 領内の富豪に對し調達銀を命ず。(六〇八)
- 大小横目等、前田慶寧の入國の時期に就いて議す。(六〇九)
- 六日前田齊泰、金澤の郊外大樋口に行歩を行ふ。(六一〇)
- 十日前田慶寧の字及び號を選定す。(六一七)
- 十三日水戸領の百姓本郷邸に至り徳川齊昭の謹慎解除に斡旋を乞ふの願書を提出す。(六一八)
- 十四日鳳至郡皆月村彌三衛異國に漂流して歸着せしを以てその口書を徴す。(六一三)
- 十八日江戸に於いて製したる金城靈澤碑竣成す。(六一三)
- 廿二日浪人の徘徊を禁止する幕令を村々の高札場等に掲示せしむ。(六一五)
- 廿三日百姓・頭振の名に利の字を用ふることを戒む。(六一五)
- 城中御番人の一類御預人ありたる爲動番引する者

を厳に調査すべきことを命ず。(六一七)

- 御部方より金澤へ奉公に出づる者は幕送狀を持参すべきことを令す。(六一七)
- 十一日前田齊泰保養中なるを以て來年頭の賀を受けざるべきことを告ぐ。(六一七)
- 十九日前田慶寧前髪を除く儀を行ふ。(六一七)
- 廿二日徳川家慶、前田慶寧に楯重を贈る。(六一七)
- 廿三日幕府の改元を告げたるの書に達す。(六一七)
- 廿四日金澤に於いて改元の行はれたることを告ぐ。(六一七)
- 廿四日火災の際城中御番人の眞の鞭を携へ往來することを許す。(六一九)
- 廿九日學校附小者市太郎奉行なるを以て賞賜せらる。(六一九)
- 家中馬持以下の者の難澁を救済する爲貸銀を許す。(六一九)

十一月

- 二日幕府、前田齊泰に表高一萬石に五百兩の割合を以て江戸城本丸遺營の資を納むべきことを命ず。(六一七)
- 四日前田齊泰、久留米侯有馬頼永の妹をその子慶寧の室とすべきことを告ぐ。(六一九)
- 九日越後糸魚川藩の吏、異國船の件に關し加賀藩領越中境關所に通達す。(六一九)
- 十二日東蝦夷室蘭沖に異國船の碇泊したる報境奉行より達す。(六一九)
- 十三日前田慶寧明年入國すべきを以て金谷御殿の増築を命ず。(六一九)
- 十四日大聖寺侯前田利平使を金澤に遣はし、當年借銀返納の延期を請はしむ。(六一九)
- 十六日能登近海に異國船の航行を發見し若しくはその風聞ある時は、直に津田修理に届出づべきことを令す。(六一九)
- 二十日徳川家齊夫人逝去の報金澤に達す。(六一九)
- 廿六日前田齊泰及び慶寧、徳川家齊夫人の薨前に香奠を供す。(六一九)
- 廿七日江戸城表上の爲家中及び町・在に課したる借上銀の割合を減ずることを告ぐ。(六一九)
- 廿九日百姓・頭振の町方に轉住せんことを請ふ者

が事件着の上出番する期日に關して定む。(六一九)

二月

- 四日前田齊泰、病氣本復視の儀を行ふ。(六一九)
- 十一日前田齊泰能を演じ、物頭以上をして之を觀覽せしむ。(六一九)
- 十二日前田齊泰の病平癒せるを以て諸郡に休日を與ふ。(六一九)
- 十三日前田齊泰能を演じ、番頭以下をして之を觀覽せしむ。(六一九)
- 十四日前田齊泰の病癒えたるを以て町・在一統に赤飯を與ふることを令す。(六一九)
- 十六日前田齊泰の病癒えたるを祝し、是日以後三日間に亘り盆正月を行ふ。(六一九)
- 十八日前田齊泰能を演じ諸士をして之を觀覽せしむ。(六一九)
- 二十日能美郡の中に僧侶を招き多人數集合するものあるを戒む。(六一九)
- 廿三日前田齊泰能演之間の講書等を聽く。(六一九)
- 廿四日前田齊泰能を演じ諸士をして之を觀覽せしむ。(六一九)
- 廿四日前田齊泰の子利徳宮参を行ふ。(七〇〇)
- 廿六日前田齊泰能を演じ諸士をして之を觀覽せしむ。(七〇〇)
- 廿七日前田齊泰参觀の期に就いて幕府に届出づ。

十二月

- 十一日前田齊泰保養中なるを以て來年頭の賀を受けざるべきことを告ぐ。(六一七)
- 十九日前田慶寧前髪を除く儀を行ふ。(六一七)
- 廿二日徳川家慶、前田慶寧に楯重を贈る。(六一七)
- 廿三日幕府の改元を告げたるの書に達す。(六一七)
- 廿四日金澤に於いて改元の行はれたることを告ぐ。(六一七)
- 廿四日火災の際城中御番人の眞の鞭を携へ往來することを許す。(六一九)
- 廿九日學校附小者市太郎奉行なるを以て賞賜せらる。(六一九)
- 家中馬持以下の者の難澁を救済する爲貸銀を許す。(六一九)

弘化二年 乙巳

皇紀二五〇五

正月

- 朝日前田齊泰、保養中なるを以て年頭の賀を受けず。(六一九)
- 四日前田齊泰能を演ぜしむ。(六一九)
- 十五日前田齊泰、三月下旬を以て参觀せんとすることを告ぐ。(六一九)
- 廿五日前田齊泰夫人、厄年に當るを以て卯辰觀音

(七〇一)
 ○廿八日諸士に令し百姓と相對を以て借地したるものを返却せしむ。(七〇二)
 ○廿八日前田齊泰、新年以後初めて明倫堂に臨む。(七〇三)
 ○廿九日前田齊泰能を演じ諸士以下をして之を觀覽せしむ。(七〇四)
 ○廿九日前田齊泰、徳川家慶が江戸城本丸に移徙せしを以て物を献る。(七〇五)
 ○十四日前田齊泰金谷御殿に臨み雛子を演ず。(七〇六)
 ○十五日前田齊泰の病氣本復せしを以て、この日以降鎮守社に報賽の祭禮を行ふ。(七〇七)
 ○十六日前田齊泰、その子利義・利行と共に石川郡栗ヶ崎に放鷹す。(七〇八)
 ○十九日大聖寺侯前田利平參觀の途金澤城に登る。(七〇九)
 ○廿二日前田齊泰、その子利義・利行と共に能を演ず。(七一〇)
 ○廿三日前田齊泰能を演ず。(七一一)
 ○廿六日江戸邸に於ける御次向等の省略を命ず。(七一三)
 ○廿七日前田齊泰金澤を發して參觀の途に上る。(七一四)

三月

○異國船渡來の際、江戸諸人が臨時に海岸警固等を命ぜらるゝことあるべきを告げしむ。(七一四)
 ○能登の百姓に一向宗寺庵昇進等の爲に離金するを禁ず。(七一五)
 ○二日前田齊泰の生母榮操院等、石川郡大野・宮ノ腰に行歩を行ふ。(七一五)
 ○四日この日以後石川郡大乗寺に於いて開山徹通義介の遠忌法會を營む。(七一五)
 ○十一日前田齊泰江戸に着す。(七一六)
 ○十三日金谷御殿を修營するを以て立柱等の儀式を行ふ。(七一六)
 ○十九日幕府徳川家定の女精姫を前田慶寧に嫁せしめんと求むるを以て之が拒絶を諫す。(七一七)
 ○廿七日幕府、前田慶寧に徳川家定の女を嫁せしめんとの内意を解消す。(七一八)
 ○石川郡宮腰にて藩有の巨船竣成す。(七一八)
 ○朔日前田齊泰、登營して參觀の禮を行ふ。(七一八)
 ○四日本郷邸及び平尾邸に鐵炮角場竣成したるを以て射的演習に着手せしむ。(七一八)
 ○六日前田慶寧、久留米侯有馬頼水の妹に婚を求むる爲使者を遣す。(七一八)
 ○十七日幕府、前田慶寧に本年秋を以て歸國すべきことを許す。(七一八)

四月

五月

七月

○十八日前田齊泰、慶寧と共に登營して徳川家慶の本丸に移徙したる祝賀能を觀る。(七二六)
 ○十八日前田齊泰の生母榮操院、河北郡本興寺に參詣す。(七二七)
 ○廿一日前田齊泰、その夫人を招請して病氣本復の祝賀能を演ず。(七二七)
 ○廿八日大小將横目等、外夷防禦に關し軍裝改善の意見を上申す。(七二七)
 ○十日御次糖古等の者の外城中にて馬乗袴を着用するを禁ず。(七三二)
 ○十一日家中の人々の諸上納打込辨濟に關して告ぐ。(七三二)
 ○十六日前田慶寧、登營して初めて嘉祥を祝す。(七三三)
 ○廿一日犀川・淺野川出水す。(七三四)
 ○廿二日久留米侯有馬頼水の使者來りて前田慶寧との縁組を諾したることを告ぐ。(七三三)
 ○廿四日能登惣持寺の主僧に乘輿の儘越中境關所の通過を許したることを通牒す。(七三三)
 ○廿六日大小將横目等、重ねて軍裝改善に關する意見を上申す。(七三三)
 ○廿八日徳川家慶、前田齊泰及び慶寧の暑中を問ひ檜重を贈る。(七三九)

六月

○七日祠堂銀借用の者にその返納を督促す。(七四四)
 ○十二日村々に二日讀を勵行せしむべきことを告ぐ。(七四四)
 ○十三日幕府、前田慶寧の久留米侯有馬頼水の妹と婚姻するを許す。(七四八)
 ○十四日青山將監の家來齋藤三九郎の江戸に修業せんとする件を諫す。(七四九)
 ○十五日石川郡大乗寺の法會に集れる僧徒等亂暴す。(七五〇)
 ○十八日久留米侯有馬頼水使者を遣して、その妹の前田慶寧と縁組を許されたることを祝す。(七五〇)
 ○十九日家中諸士の紋譜帳を幕府に提出す。(七五一)
 ○十九日薩摩侯嫡子島津齊彬に贈る物品を調進す。(七五一)
 ○廿八日諸士の收納米を預る藏宿業者をして倉庫の構造を完全にせしむ。(七五三)
 ○廿八日藩有の米倉にして火災に瀕したる場合の心得を令す。(七五三)
 ○廿九日前田慶寧の益田遇所をして彫刻せしめたる雅印成る。(七五三)
 ○大聖寺藩の三十歳に模倣したる頼母子を起さんことを諫す。(七五三)
 ○四日前田齊泰、慶寧の歸國後に於ける教養に關し

て告ぐ。(七六)
 ○四日鳳至郡中居に於いて鑄造したる五百目玉筒を珠洲郡狼煙に据付くることを命ず。(七九)
 ○六日前田慶寧、歸國の際に於ける御供馬及び供奉の人数等を定む。(七二)
 ○九日御醫師藤井方亭の病篤きを以て人參料を下賜す。(七三)
 ○十一日銀仲預銀手形を新札と交換すべき期限を延ぶ。(七五)
 ○十三日前田慶寧歸國せんとするを以て、徳川家慶使を遣して物を賜ふ。(七五)
 ○十五日前田慶寧、登營して歸國の辭見す。(七五)
 ○十八日前田齊泰の子利義及び利行、金澤郊外小立野口に行歩を行ふ。(七六)
 ○十九日前田慶寧、江戸を發して歸國の途に上る。(七六)
 ○廿一日御醫師吉田長淑蘭學修行中なるも漢法を併せ行ふべきを命ず。(七六)
 ○廿三日金谷御殿に於ける前田齊廣夫人眞龍院の居を松之御殿と稱すべきことを告ぐ。(七六)
 ○廿五日金谷御殿の金谷門・七十間門内を二ノ丸の格に改むべきことを告ぐ。(七六)
 ○金箔を江戸金箔屋以外より買入れて賣捌くことを

禁す。(七三)
 ○石川郡熊走村の猿を追拂ふ爲簡藥の下附を命ず。(七三)
 ○朝日前田齊泰、登營の際作法を謬りたる小者を戒飭す。(七二)
 ○六日前田慶寧金谷御殿に着す。(七二)
 ○六日金谷御殿に盆正月を行ふ。(七四)
 ○廿二日前田慶寧初めて學校に臨む。(七五)
 ○廿七日前田慶寧、石川郡栗崎・宮腰に行歩を行ふ。(七五)
 ○廿八日前田慶寧學校に臨む。(七五)
 ○二日前田慶寧、齊廣夫人眞龍院を招請す。(七七)
 ○三日痘瘡・水痘の患者を有する諸士の出動を戒む。(七六)
 ○四日御醫師吉田長淑等、前田齊泰の診察御用を命ぜらる。(七六)
 ○八日前田慶寧學校に臨む。(七九)
 ○十六日仁孝天皇の皇子胤宮薨去せしを出て、前田齊泰その奉弔に關して幕府の指令を受く。(七九)
 ○十八日前田慶寧、横山遠江守の下邸に臨む。(八二)
 ○廿一日前田慶寧、河北郡森下村附近に行歩を行ふ。(七五)
 ○廿二日前田慶寧學校に臨む(七五)

十一月
 ○廿四日金澤横堤町より出火す。(七四)
 ○廿八日前田慶寧學校に臨む。(七六)
 ○四日金澤木新保御煙の柿木を竹澤に移植する件に關し指令に接す。(七九)
 ○八日今明日前田慶寧金澤城内を巡視す。(七九)
 ○十二日昨今兩日前田宗辰の百回忌法會を天徳院に取越執行す。(七九)
 ○十二日江戸廣徳寺に前田宗辰の百回忌法會を執行す。(七九)
 ○十三日諸士に對する借知の率を減すべきことを告ぐ。(七九)
 ○廿五日大雪に付き往來の取除を命ず。(七九)
 ○十四日白山銅山を廢したるを以て、その主任たりし者に與ふる慰勞金額を減す。(七九)
 ○十七日能登に於ける幕府領を無年限に加賀藩預領とし、從來の施政と收納方法を改むべきことを告げらる。(七九)
 ○十八日徳川家慶、老中をして前田慶寧の寒中の安を問はしむ。(八〇)
 ○十八日前田慶寧學校に臨む。(八〇)
 ○銀仲預銀手形の引換期限を更に延ぶべきことを告ぐ。(八〇)

正月
 ○朔日前田齊泰、江戸城に登り年頭を賀す。(八〇)
 ○三日前田齊泰、上野の東照宮等に詣つ。(八三)
 ○十五日日本郷邸の火見櫓・長屋等頓燒す。(八三)
 ○廿四日前田慶寧學校に臨む。(八四)
 ○八日金城靈澤の碑石を江戸邸より發送す。(八五)
 ○八日徳川家慶、前田齊泰に放鷹に依りて獲たる鶴を贈る。(八五)
 ○十日幕府、仁孝天皇の崩御を告ぐ。(八七)
 ○二十日仁孝天皇崩御せしを以て金澤に於いて本日より五日間普請・鳴物の停止を命ず。(八七)
 ○二十日幕府、仁孝天皇の崩御を弔し奉る爲香奠を獻すべきことを命ず。(八九)
 ○二十日金城靈澤の碑を石川郡大野浦に回漕することを江戸會所に上申す。(八二)
 ○廿五日仁孝天皇崩御せしを以て前田慶寧奉悼の使者を幕府に派遣す。(八三)
 ○廿六日前田慶寧、金澤城二ノ丸を巡視す。(八三)
 ○懸作高を本村に取返す場合に故障なからしむべきことを告ぐ。(八三)
 ○御郡奉行、海邊手當の爲輪島出張所及び遠見番所の位置を定む。(八五)
 ○三日前田齊泰の行列、江戸城和田倉門附近にて阿部伊勢守の先驅と衝突す。(八六)

十二月
 ○廿四日金澤横堤町より出火す。(七四)
 ○廿八日前田慶寧學校に臨む。(七六)
 ○四日金澤木新保御煙の柿木を竹澤に移植する件に關し指令に接す。(七九)
 ○八日今明日前田慶寧金澤城内を巡視す。(七九)
 ○十二日昨今兩日前田宗辰の百回忌法會を天徳院に取越執行す。(七九)
 ○十二日江戸廣徳寺に前田宗辰の百回忌法會を執行す。(七九)
 ○十三日諸士に對する借知の率を減すべきことを告ぐ。(七九)
 ○廿五日大雪に付き往來の取除を命ず。(七九)
 ○十四日白山銅山を廢したるを以て、その主任たりし者に與ふる慰勞金額を減す。(七九)
 ○十七日能登に於ける幕府領を無年限に加賀藩預領とし、從來の施政と收納方法を改むべきことを告げらる。(七九)
 ○十八日徳川家慶、老中をして前田慶寧の寒中の安を問はしむ。(八〇)
 ○十八日前田慶寧學校に臨む。(八〇)
 ○銀仲預銀手形の引換期限を更に延ぶべきことを告ぐ。(八〇)

二月
 ○八日金城靈澤の碑石を江戸邸より發送す。(八五)
 ○八日徳川家慶、前田齊泰に放鷹に依りて獲たる鶴を贈る。(八五)
 ○十日幕府、仁孝天皇の崩御を告ぐ。(八七)
 ○二十日仁孝天皇崩御せしを以て金澤に於いて本日より五日間普請・鳴物の停止を命ず。(八七)
 ○二十日幕府、仁孝天皇の崩御を弔し奉る爲香奠を獻すべきことを命ず。(八九)
 ○二十日金城靈澤の碑を石川郡大野浦に回漕することを江戸會所に上申す。(八二)
 ○廿五日仁孝天皇崩御せしを以て前田慶寧奉悼の使者を幕府に派遣す。(八三)
 ○廿六日前田慶寧、金澤城二ノ丸を巡視す。(八三)
 ○懸作高を本村に取返す場合に故障なからしむべきことを告ぐ。(八三)
 ○御郡奉行、海邊手當の爲輪島出張所及び遠見番所の位置を定む。(八五)
 ○三日前田齊泰の行列、江戸城和田倉門附近にて阿部伊勢守の先驅と衝突す。(八六)

- 六日前田齊泰、仁孝天皇の崩御を用し奉る爲使者を金澤より發す。(八二七)
- 七日前田齊泰、増上寺參詣の際の宿坊を清光寺に定む。(八二八)
- 十二日前田慶寧、學校に臨む。(八二九)
- 十四日前田慶寧、江戸に向かひて金澤を發す。(八三〇)
- 廿二日富山侯前田利保の江戸上屋敷災に罹る。(八三一)
- 廿七日加賀藩所藏の和蘭字書を藤井方亭の遺子方朔に貸與す。(八三五)
- 五日前田慶寧江戸に着す。(八三五)
- 六日御郡奉行、金城靈澤の碑石川郡大野湊に到着したることを報す。(八三六)
- 八日銀仲預銀手形の引換期限を延ぶ。(八三七)
- 十三日徳川家慶、前田齊泰に就封の暇を賜ひ且慶寧の出府せしを勞す。(八三九)
- 十五日前田齊泰登營して就封の辭見し、慶寧は參府の禮を行ふ。(八四〇)
- 十七日金澤淺野水車町より火を失す。(八四一)
- 十八日前田齊泰、江戸を發して就封の途に上る。(八四二)
- 二十日先の火災により困窮する者を收容して粥を

四月

- 給す。(八三三)
- 廿四日建築材料の價格を低廉ならしむべきことを命ず。(八三三)
- 廿六日前田齊泰の子利義・利行、石川郡白山宮に行歩を行ふ。(八三八)
- 宮腰町奉行里見亥三郎、錢屋五兵衛の船頭に渡海免狀を與ふ。(八三八)
- 三日前田齊泰金澤城に着す。(八三九)
- 四日富山侯前田利保が江戸邸焼失に就き加賀藩より助資を得たるを謝せる報金澤に達す。(八四〇)
- 九日大聖寺侯前田利平、江戸より歸邑の途金澤城に登る。(八四〇)
- 十日石川郡相川新の儀左衛門孝行を以て賞せらる。(八四一)
- 十一日前田齊泰騷子の舞を演ず。(八四二)
- 十三日前田齊泰、金澤郊外七ツ屋口に放鷹す。(八四三)
- 十四日二條齊信の使者金澤城に登り金子融通を求む。(八四三)
- 十六日前田齊泰學校に臨む。(八四四)
- 十八日前田慶寧、江戸城に登り本丸造營成就の祝賀能を覽る。(八四七)
- 十九日前田齊泰能を演ず。(八四七)

五月

閏五月

- 十九日金澤安江町より火を失す。(八四五)
- 廿四日二條齊信の使者に金子貸與申込の一部を許容す。(八五三)
- 廿四日火防に注意すべきことを告ぐ。(八五四)
- 賈商の利率と限月の變更を許す。(八五四)
- 四日鳳至郡院内村直次郎が父の代半を請ふ爲公事場に取込みたる事情を取調べしむ。(八五五)
- 六日竹澤天瀆宮に龍蛇神を合祀す。(八五五)
- 八日前田齊泰、瀧之間の講書を聽聞す。(八五六)
- 八日石川郡本吉町紺屋三郎兵衛に御金裁許を命ず。(八五六)
- 九日前田齊泰、蓮池御庭に金城靈澤碑を建設すべき位置を検す。(八五七)
- 十一日前田齊泰夫人江戸城西ノ丸に登る。(八五九)
- 十三日先の罹災者中給人に借知一作限り免除することを告ぐ。(八六〇)
- 十四日前田齊泰能を演ず。(八六一)
- 十七日紀伊侯徳川齊順卒去の報金澤に達す。(八六一)
- 廿一日長將之佐家來毛受莊助に儒者を命ず。(八六二)
- 廿二日前田齊泰學校に臨む。(八六二)
- 廿五日前田齊泰、火矢方の大筒を觀る。(八六二)
- 朔日金澤の町人能登左助、江戸金座より金銀箔の請賣を許されたるを以て苗字を許さる。(八六三)

六月

七月

- 三日鹿島郡金丸の孝女いとに賞賜す。(八五三)
- 十一日徳川家慶が前田齊泰の暑中を問ひたる奉書金澤に達す。(八五三)
- 十四日相模浦賀に米船の入港したる報金澤に達す。(八五三)
- 廿三日前田齊泰、瀧之間の講書を聽聞す。(八六〇)
- 廿三日前田齊泰學校に臨む。(八六〇)
- 朔日防火の手段を充分にすべきことを定火消役に告ぐ(八六一)
- 九日能登中居の鎗物師に壹貫目玉の大筒製作を命ぜしむ。(八六六)
- 十五日前田齊泰、その誕生日を祝して騷子を行ふ。(八六七)
- 十八日能美郡附近に大風あり。(八六七)
- 十九日火矢方の大筒等を充實する方法を講ずべきことを命ず。(八六八)
- 廿四日青山將監の家來齋藤三九郎の石川郡打木濱に於いて大筒を試射することを許す。(八六八)
- 廿五日前田齊泰學校に臨む。(八六九)
- 廿九日黒川良安御醫者に召出さる。(八七〇)
- 晦日青山將監、齋藤三九郎をして鎗造せしめたる大筒の試射を石川郡打木濱に行ふ。(八七一)
- 八日前田齊泰、瀧之間の講書を聽聞す。(八七二)

八月

九月

- 十日前田齊泰、先に女院崩御せしを以て禁裏・准巨の御機嫌を奉伺せしむ。(八八四)
- 十一日前田齊泰、石川郡宮腰に放鷹を行ふ。(八八五)
- 十九日前田齊泰、能を演ず。(八七五)
- 朔日側用人等書を金澤に發して、前田慶寧の兵學稽古の事を議す。(八七六)
- 二日長氏の奥力河野久太郎、江戸浪人松下健作に就き大砲の製作を傳習すべき許可を受く。(八七五)
- 七日前田齊泰學校に臨む。(八八二)
- 七日藩の財政逼迫するを以て嚴に諸向の經費を緊縮すべきことを令す。(八八二)
- 十三日小川群吾郎等をして江戸浪人松下健作に就き西洋流火術を學ばしむ。(八八三)
- 十四日東本願寺、使者を前田齊泰等に遣はして末寺の竣工を謝せしむ。(八八四)
- 十七日前田齊泰、青山將監が鑄造せしめたる大砲を覽る。(八八五)
- 二日前田齊泰能を演ず。(八八五)
- 八日前田齊泰、藩之間の講書を聽聞す。(八八六)
- 十三日前田齊泰、諸士の風俗に關して親翰を與ふ。(八八六)
- 十三日女出合宿の禁止を勵行すべきことを命す。(八八六)

十月

- 九日前田齊泰、幕府に届出づべき系譜を發送せしむ。(九〇六)
- 十一日前田慶寧の婚禮前に當り江戸邸御廣式向の費用を節すべきを告ぐ。(九〇六)
- 二十日金澤茶屋町の名稱を改む。(九〇七)
- 廿一日前田慶寧、齊泰夫人を招請す。(九〇八)
- 廿二日賭の諸勝負禁止の前令を勵行せしむ。(九〇八)
- 廿三日明倫堂教授廣瀬順九郎、前田齊泰の子利義及び利行の名乗を撰進す。(九〇九)
- 廿四日諸島の落羽を弓矢奉行に差出すべきことを命す。(九〇九)
- 家中の人々の道中に持參すべき荷物の重量を限定す。(九一一)
- 前に遊廓たりし茶屋町・石坂町の家屋を改造すべきことを命す。(九一三)
- 非人小屋の收容者六百三十人を算す。(九一三)

正月

- 朔日前田齊泰、金澤城に於いて年頭の賀を受く。(九一四)
- 二日詣初を行ふ。(九一五)
- 四日打初・射初・乗初の儀を行ふ。(九一六)
- 十一日前田慶寧痘瘡に罹る。(九一八)
- 廿三日前田齊泰、藩之間の講書を聽聞す。(九二八)

弘化四年 丁未

皇紀二五〇七

十一月

- 十五日前田齊泰、金澤郊外大豆田口に放鷹を行ふ。(八九九)
- 十九日前田齊泰、鳳至郡中居鎗物師に製造せしめたる大筒を觀る。(八九九)
- 二十日前田齊泰學校に臨む。(八九九)
- 廿四日前田齊泰能を演ず。(八九九)
- 能美郡に於ける百姓の風儀に就いて諭示す。(九〇〇)
- 五日越前永平寺開基波多野三左衛門家傳の一粒金賣弘の請を許す。(九〇〇)
- 七日前田齊泰、來年三月中に參觀を命せられたることを告ぐ。(九〇〇)
- 八日前田齊泰、藩之間の講書を聽聞す。(九〇四)
- 十九日前田齊泰學校に臨む。(九〇五)
- 廿一日家中の借知一部を本年限り免除することを告ぐ。(九〇五)
- 廿四日江戸浪人松下健作將に歸國せんとするを以てその待遇を議せしむ。(九〇七)
- 朔日江戸近海に異國船渡來の際の臨時警衛は小將頭の一隊に之を命ずべきことを告ぐ。(九〇八)
- 四日徳川家慶が前田齊泰の寒中を問はしめたる奉書金澤に達す。(九〇九)
- 五日江戸近海に異國船渡來の際警衛の任に當るべき小將頭に豫め密令を交附す。(九一〇)

十二月

- 廿四日前田齊泰學校に臨む。(九二九)
- 晦日徳川家齊の七回忌法會を神護寺に執行す。(九三〇)
- 朔日前田齊泰の子利義・利行名乗を授けらる。(九三二)
- 三日百歳の老翁者に物を賜ふ。(九三三)
- 九日前田齊泰學校に臨む。(九三三)
- 十四日前田齊泰夫人眞龍院還曆の祝賀を行ふ。(九三四)
- 十七日前田齊泰能を演じ、齊廣夫人眞龍院の還曆を祝す。(九三四)
- 廿二日前田齊泰の子利義・利行金澤城松之間に移る。(九三五)
- 廿七日徳川家慶等使を遣はして前田慶寧の酒湯に浴するを祝す。(九三六)
- 六日前田齊泰、慶寧の病癒えたるを祝し能を演ず。(九三六)
- 十三日江戸浪人松下健作再び金澤に來る。(九三九)
- 十三日前田齊泰、金澤を發して參觀の途に就く。(九三九)
- 廿三日大聖寺侯前田利平、參觀の途金澤に着す。(九三九)
- 廿四日前田齊泰、上野坂本に於いて地震に會す。

二月

- 廿四日前田齊泰學校に臨む。(九二九)
- 晦日徳川家齊の七回忌法會を神護寺に執行す。(九三〇)
- 朔日前田齊泰の子利義・利行名乗を授けらる。(九三二)
- 三日百歳の老翁者に物を賜ふ。(九三三)
- 九日前田齊泰學校に臨む。(九三三)
- 十四日前田齊泰夫人眞龍院還曆の祝賀を行ふ。(九三四)
- 十七日前田齊泰能を演じ、齊廣夫人眞龍院の還曆を祝す。(九三四)
- 廿二日前田齊泰の子利義・利行金澤城松之間に移る。(九三五)
- 廿七日徳川家慶等使を遣はして前田慶寧の酒湯に浴するを祝す。(九三六)
- 六日前田齊泰、慶寧の病癒えたるを祝し能を演ず。(九三六)
- 十三日江戸浪人松下健作再び金澤に來る。(九三九)
- 十三日前田齊泰、金澤を發して參觀の途に就く。(九三九)
- 廿三日大聖寺侯前田利平、參觀の途金澤に着す。(九三九)
- 廿四日前田齊泰、上野坂本に於いて地震に會す。

三月

- 廿四日前田齊泰、上野坂本に於いて地震に會す。

四月

○廿四日木村采右衛門・永山平八等、越後中屋敷にて地震に會す。(九四四)

○廿四日金澤に地震あり。(九四四)

○廿八日前田齊泰江戸に着す。(九四五)

○廿九日徳川家慶、使を遣はして前田齊泰の參觀を勞せしむ。(九四九)

○西洋炮術に熟達する者を加賀藩に招致するの許可を幕府に求む。(九五〇)

○江戸詰人に衣服その他の儉約を言とすべきことを告ぐ。(九五二)

○諸士の生活を儉素にすべき従来の令を勅行せしむ。(九五三)

○朝日前田齊泰登營して參觀の禮を行ひ、慶寧は病氣快癒を謝す。(九五三)

○二日震災により江戸・金澤間の旅行は中仙道を取ることを届出づ。(九五四)

○二日鹿島郡田鶴濱に火災あり。(九五五)

○四日前田慶寧の婚禮に際し節約を緩くすべからざることを告ぐ。(九五五)

○六日前田慶寧、久留米侯有馬慶頼の妹崇姫に結婚を贈る。(九五六)

○七日前田齊泰・慶寧共に久留米侯有馬慶頼を訪ふ。

五月

○十日今日金澤の市民前田齊泰の旅中無事を祝して雑正月を行ふ。(九五八)

○十日厚川・浅野川・手取川共に出水す。(九五八)

○十三日前田慶寧の夫人入奥す。(九五八)

○十三日前田慶寧夫人を東御前と稱せしむ。(九五九)

○十五日徳川家慶、前田慶寧の成婚を祝して物を贈る。(九六〇)

○十六日東本願寺前門主越前吉崎に下向するを以て、百姓の參詣せんとするものは裁許十村の許可を得べきを命ず。(九六五)

○廿四日震災により信越の通過困難なるを以て中仙道を取るべきを命ず。(九六六)

○廿五日徳川家定、前田慶寧夫人に物を與へて成婚を祝す。(九六七)

○朝日前田齊泰夫人江戸城に登る。(九六八)

○二日前田齊泰、慶寧の成婚を祝し能を演ず。(九六八)

○六日江戸に往來する者の中仙道及び北國街道中便宜の道路を擇ぶべきことを告ぐ。(九七〇)

○十三日前田慶寧の當秋に於ける歸國を廢すべき年寄中等の意見を決定す。(九七一)

○十四日先に中仙道通行を命じたる令を取消し、通常如く北國街道を取らしむ。(九七三)

六月

○十七日前田齊泰、慶寧等と共に平尾邸に臨む。(九五七)

○廿一日會津侯松平容敬・容保父子本郷邸に臨む。(九五七)

○廿六日能美郡の百姓等、小松本蓮寺に押寄せ騒擾す。(九五七)

○廿八日大聖寺侯前田利平、關東筋川々普請を命ぜられたるを以て使者を金澤に遣はして助資を求む。(九五七)

○副堂銀借用の家中にその返済方に關して告ぐ。(九五七)

○九日前田齊泰、子女の養育方を簡易にすべきことを命ず。(九五八)

○十四日長氏與力河野久太郎の松下健作より傳習監造せる大炮の試射を出願す。(九五八)

○十五日前田齊泰の子利順諱を受く。(九五九)

○家中の人々に先祖由緒一類附帳を改めて提出すべきことを命ず。(九五九)

○八日家中の人々江戸往來等の際の荷物に過量なからしむべきこと戒む。(九六〇)

○廿三日長氏の與力河野久太郎の監造せる大炮を石川郡打木濱に觀る。(九六〇)

○廿五日河野久太郎、その監造せる大炮の試射を石

八月

○川郡打木濱に行ふ。(九六〇)

○郡奉行、その役所に張文のありたる時測算用場に持參する手續を改めんことを稟請す。(九六〇)

○藩の収納蔵の設備に關して令す。(九六〇)

○三日徳川家慶、前田齊泰等に放鷹によりて獲たる雲雀を贈る。(九六一)

○八日前田齊泰の子利順の居を御表に移すべきことを報ず。(九六一)

○廿四日前田齊泰の子直會金澤に生まる。(九六一)

○廿四日下曾根金三郎製作の揚火玉江戸より到着せしを以て、小川群吾郎にその模造を命ず。(九六一)

○當夏以來多雨にして金澤の道路破損するを以て之が修理を士庶に告ぐ。(九六一)

○二日前田齊泰、天皇の即位を賀し奉らん爲使者を金澤より發せしむ。(九六一)

○四日前田齊泰、高松侯松平頼胤等を招請して能を演ず。(九六一)

○四日前田齊泰の子直會の七夜の祝儀を行ふ。(九六七)

○十九日小川群吾郎等、松下健作をして製造せしめたる西洋流大炮を試射し、その相傳を得たることを届出づ。(九六七)

○廿三日東本願寺末寺遷佛式を行ふ。(九六八)

○廿四日長氏の與力河野久太郎に大炮の製造法を傳

へたる江戸浪人松下健作に賞賜す。(1000)
 ○陪臣中納言の爲江戸等に赴かんとする者は督學をして學業を試みしむべきことを告ぐ。(1001)
 十月 ○二日前田齊泰、慶寧と共に登壇して天皇の即位を賀し奉る。(1001)
 ○十八日女院崩御の報金澤に達し、前田齊廣夫人その喪に服す。(1001)
 ○廿八日徳川家慶、前田齊泰等に放鷹により獲たる鴨を贈る。(1001)
 十一月 ○四日前田齊泰の子利順、額直・袖留の儀を行ふ。(1002)
 ○十一日前田齊泰等、先に徳川家慶より拜領せる鴨を披露す。(1002)
 ○十三日前田齊泰能を演ず。(1002)
 ○十五日大聖寺侯前田利平、關東筋川々普請を命ぜられたる際助資を得たるを謝す。(1002)
 ○十九日會津侯松平容敬等、本郷邸に臨みて乗馬を試む。(1002)
 ○廿五日家中より徴する借知の一部を當年限り免除するを告ぐ。(1010)
 ○廿九日西洋流大炮を製造したるを幕府に届出づる爲使者を發す。(1011)
 ○廿九日前田齊泰、來春歸國の際中仙道を取ること

十二月
 を定めたる報金澤に達す。(1013)
 ○十六日徳川家慶、前田慶寧に放鷹によりて獲たる雁を贈る。(1013)
 ○十八日前田齊泰の子利順、厨を御表に移す。(1015)
 ○二十日幕府、能登の預所に對し加賀藩が永定免替金納とする舊制を復することを告ぐ。(1012)
 ○廿一日幕府、前田齊廣夫人及び慶寧夫人に歳暮の祝儀を贈る。(1011)
 ○廿五日前田齊泰能を演ず。(1012)
 ○廿六日前田齊泰の子直會の色直の祝儀を行ふ。(1012)
 ○廿六日前田齊泰の子直會を年寄前田近江守の養子たらしむる件を議せしむ。(1012)
 ○廿八日醫師佐々木泉景、御醫者格を以て待遇せらる。(1012)

就業
 侯爵前田家囑託 日置 謙

不許複製

昭和十八年五月二十五日印刷
 昭和十八年五月三十一日發行
 (非賣品)
 著者 東京市目黒區駒場町八百六十一番地 侯爵前田家編輯部
 發行所 東京市目黒區東大久保町二丁目 三十七番地 石 黒 文 吉
 印刷所 石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二 高 橋 覺 吉
 印刷所 石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二 明治印刷株式會社



ちよみ

終